

# 令和 4 年度汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に 向けた調査業務報告書

---

令和 5 年 3 月

環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課 淨化槽推進室  
エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社



## はじめに

汚水処理施設の整備・運営管理は、地域の実情に応じた効率的かつ適正な手法により実施されることが重要である。浄化槽は、従来から下水道等と並び生活排水対策の柱の一つとして位置付けられ、短期間かつ比較的少ない費用で設置できるなど、個別分散型汚水処理施設として様々な特徴を有していることから、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に果たす役割は非常に大きい。浄化槽がこのような役割を果たしていくためには、浄化槽に係る情報を的確に把握した上で、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討等が必要である。

本業務で求められることは、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討に向けた正確・精緻な基礎情報の収集・把握である。(下図参照)

この目的を達成し、さらにその精度・効率性を向上させていくために、特に次の3点が求められる。

- 正確・精緻な基礎情報の把握に向けた調査手法の改善
- 多くの関係者が基礎情報を早期に入手・活用可能とするための工程管理
- 都道府県・環境省の作業負担軽減、調査全体の効率性向上

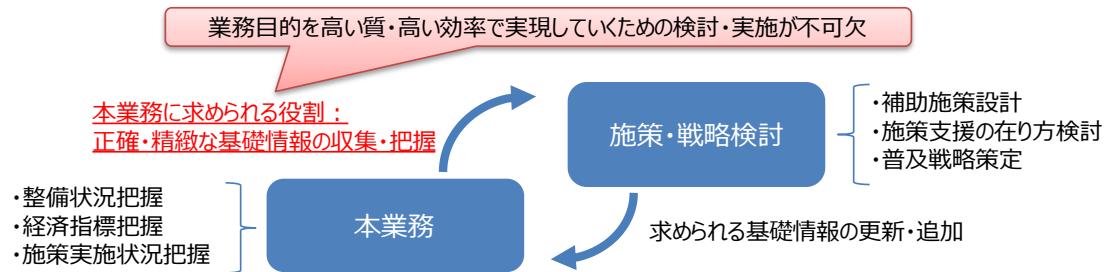


図 汚水処理施設の効率的な整備・運用に向けた本業務の役割・位置付け

本業務では、全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

---

## 目次

---

1	浄化槽に関する調査 .....	1
1.1	調査実施計画の作成.....	1
1.1.1	浄化槽等の普及状況等調査.....	1
1.1.2	浄化槽の指導普及に関する調査 .....	1
1.2	浄化槽等の普及状況等に関する調査 .....	13
1.2.1	エラーチェック .....	13
1.2.2	結果の分析と公表資料の作成 .....	13
1.3	浄化槽の指導普及に関する調査 .....	19
1.3.1	調査方法.....	19
1.3.2	集計結果 .....	23
1.4	調査の進捗管理.....	23
1.5	過年度調査結果との比較分析 .....	23
1.5.1	過年度比較チェックの基準.....	24
1.5.2	整合性チェックの基準 .....	33
1.6	次年度調査に向けた検討 .....	35
1.6.1	浄化槽等の普及状況等に関する調査 .....	35
1.6.2	浄化槽の指導普及に関する調査 .....	35
2	浄化槽の効率的な整備・運営管理に向けた分析 .....	41
3	まとめと今後の課題 .....	49
3.1	まとめ .....	49
3.2	今後の課題 .....	49

---

## 図 目次

---

図 1-1 エラーチェック自動化ツールのフローチャート（No_12_Data_Copy 関数）	8
図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート（No_12_Check のフローチャート）	9
図 1-3 指導普及調査フロー	19
図 2-1 処理槽の設置基数の推移	42
図 2-2 合併処理処理槽の設置基数の推移	43
図 2-3 合併処理処理槽の新設基数の推移	43
図 2-4 構造基準・人槽別処理槽設置基数（令和 3 年度末）	45
図 2-5 建築用途別の処理槽設置割合	45
図 2-6 法定検査の受検率の推移	46
図 2-7 11 条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移	48

---

## 表 目次

---

表 1-1 調査票修正内容 .....	2
表 1-2 全国市町村別 済化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末） .....	14
表 1-3 指導普及調査の調査項目一覧（令和4年度） .....	20
表 1-4 過年度との調査項目の比較 .....	22
表 1-5 過年度比較チェック基準 .....	24
表 1-6 4(1)の基準値（処理方式別済化槽全設置基数（旧構造基準）） .....	28
表 1-7 4(2)の基準値（人槽区分別済化槽全設置基数（旧構造基準）） .....	28
表 1-8 4(3)の基準値1（処理方式別済化槽全設置基数（新構造基準）） .....	28
表 1-9 4(3)の基準値2（処理方式別済化槽全設置基数（新構造基準）） .....	28
表 1-10 4(3)の基準値3（処理方式別済化槽全設置基数（新構造基準）） .....	29
表 1-11 4(4)の基準値（人槽区分別済化槽全設置基数（新構造基準）） .....	29
表 1-12 4(5)の基準値（処理方式別済化槽全設置基数） .....	29
表 1-13 4(6)の基準値（人槽区分別済化槽全設置基数） .....	29
表 1-14 4(7)の基準値（建築用途別済化槽設置基数） .....	29
表 1-15 6(1)1の基準値（行政処分の件数 済化槽法第5条、第12条関係） .....	30
表 1-16 6(1)2の基準値（行政処分の件数 済化槽法第7条の2、第12条の2関係） .....	30
表 1-17 6(1)3の基準値（行政処分の件数 済化槽法第53条又は条例関係） .....	30
表 1-18 6(2)の基準値1（行政処分を行った根拠） .....	31
表 1-19 6(2)の基準値2（行政処分を行った根拠） .....	31
表 1-20 7の基準値1（済化槽関係業者数） .....	31
表 1-21 7の基準値2（済化槽関係業者数） .....	32
表 1-22 16の基準値（国庫助成による済化槽整備実績） .....	32
表 1-23 23の基準値（地方公共団体が所有する済化槽の状況） .....	32
表 1-24 整合性チェック基準（視認） .....	33
表 1-25 過年度との調査項目の比較 .....	36
表 1-26 調査項目の修正案 .....	39
表 2-1 令和3年度における都道府県別済化槽の設置状況等 .....	41
表 2-2 構造基準・人槽別済化槽設置基数（令和3年度末） .....	44
表 2-3 法定検査の受検率の推移 .....	46
表 2-4 設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況（令和3年度末） .....	47

- 調査業務の実施体制

本業務は以下に示す体制にて実施した。

➢ 発注者：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 淨化槽推進室

➢ 受注者：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

　業務責任者：サステナビリティ事業部 研究員 小林和樹

　統括責任者：サステナビリティ事業部 チームリーダー 三堀純

- スケジュール

本業務は令和4年4月～令和5年3月の間、次頁に示す実施計画を立て、業務を行った。

## 表 本業務の実施計画

「日」は、該当週から土日及び祝日を除いた日数。\*は、誠に勝手ではございますが、弊社都合によりお休みをいただく日を含みます。

 実施予定期間  実質稼働できない期間

# 1 淨化槽に関する調査

---

## 1.1 調査実施計画の作成

本業務では、浄化槽等の普及状況等調査及び浄化槽の指導普及に関する調査について契約後 2 週間以内に実施計画を作成し確定した。工程別の計画・実施事項を以下に示す。

### 1.1.1 浄化槽等の普及状況等調査

浄化槽等の普及状況等調査では、集計結果のエラーチェック、結果の分析及び公表資料の作成を行った。調査票の送付、回収、取りまとめ等については調査実施主体である農林水産省・環境省・国土交通省において実施した。

#### (1) エラーチェック

環境省より集計結果を受領し、前年度データと突合しての数値の比較チェック及び都道府県、市町村内の数値の報告値と集計値が一致するかの論理チェックを実施した。データ突合は、各データ（汚水処理区域別・処理施設・整備事業別、人口・基数）を比較して確認した。

#### (2) 公表資料の作成

集計結果確定後に、汚水処理人口普及率などを公表するに際しての付属資料について、追加集計を行い作成した。

### 1.1.2 浄化槽の指導普及に関する調査

#### (1) 調査設計

調査票の内容に関し、次頁に示す点を修正した。今年度の調査では、全設問を記入する従来手法から、過年度回答から変更・追加・削除のある場合のみ修正する方法（以下、「変更手法」という。）に変更した。

表 1-1 に変更手法を採用した設問名と変更点について整理した。

表 1-1 調査票修正内容

No.	設問名	従来手法	変更手法	変更点
全体				・ 回答時期を更新（令和3年度末又は令和4年4月現在）
一	表紙・目次			・ 注意事項に、過年度の調査結果のリンクを掲載
一	調査項目			
1,2	浄化槽行政組織、浄化槽行政担当職員数	●		
3	浄化槽新設基數	●		
4	浄化槽設置基數 (1) ①設置基數（旧構造） (1) ②設置基數（新構造） (2) 設置基數（建築用途別）	● ● ●		・ 注釈の文章を修正 ➤ 農業集落排水処理施設は集計対象外→農業・漁業集落～ ・ 注釈の文章を修正 ➤ 農業集落排水処理施設は集計対象外→農業・漁業集落～ ・ 注釈の文章を修正 ➤ 農業集落排水処理施設は集計対象外→農業・漁業集落～
5	浄化槽廃止基數	●		
6	行政処分等の件数及び根拠+特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する対応状況	●		
7	浄化槽関係業者数	●		・ 注釈の文章を追記 ➤ また、農業集落排水処理施設は集計対象外とします。
8	浄化槽法第7条検査関係 (1) 浄化槽法第7条検査結果 (1) 検査対象基數算出	● ●		

No.	設問名	従来手法	変更手法	変更点
	(2) 不適正基数	●		
9	浄化槽法第11条検査関係			
	(1) 浄化槽法第11条検査結果	●		
	(1) 検査対象基数算出	●		
	(2) 不適正基数	●		
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	●		
11	指定検査機関関係	●		
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	●		
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> </ul>
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	●		
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> </ul>
16	国庫助成による浄化槽整備実績	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅内配管工事の列を追記</li> </ul>
17	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況			
	(1) 都道府県		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅内配管工事の追加</li> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> </ul>
	(2) 市町村		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅内配管工事の追加</li> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>

No.	設問名	従来手法	変更手法	変更点
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 編集ロック設定（表紙の市町村名以外の欄は記入不可）</li> </ul>
18	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> <li>・ 編集ロック設定（表紙の市町村名以外の欄は記入不可）</li> </ul>
19	浄化槽台帳の整備状況			
	(1) 台帳の管理媒体に係る整備状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ 編集ロック設定（表紙の市町村名以外の欄は記入不可）</li> </ul>
	(2) 台帳データに係る整備状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ 編集ロック設定（表紙の市町村名以外の欄は記入不可）</li> </ul>
	(3) 台帳の活用状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ 編集ロック設定（表紙の市町村名以外の欄は記入不可）</li> </ul>
20	一括契約の実施状況			
	(1) 一括契約の推進に向けた取組状況	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県担当者は、(2)に基づき回答するため、従来手法を採用</li> </ul>
	(2) 一括契約の概要（参考事例）		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
21	放流水域に対する規制について			・
	(1) 規制の概要	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県担当者は、(2)に基づき回答するため、従来手法を採用</li> </ul>

No.	設問名	従来手法	変更手法	変更点
21	(2) 規制の詳細①公共用水域に放流する場合		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明文の修正</li> <li>誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
	(2) 規制の詳細②農業用水域に放流する場合		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明文の修正</li> <li>誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
	(2) 規制の詳細③道路側溝に放流する場合		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明文の修正</li> <li>誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
	(2) 規制の詳細④その他		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明文の修正</li> <li>誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
22	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況			
	(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県担当者は、(2)に基づき回答するため、従来手法を採用</li> </ul>
	(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況（市町村）		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明文の修正</li> <li>誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
23	地方公共団体が所有する浄化槽の状況			
	(1) 合併/単独別	●		
	(2) 単独人槽別	●		
24	災害時等における協定締結状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時等における協定締結状況</li> <li>説明文の修正</li> <li>誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> </ul>

No.	設問名	従来手法	変更手法	変更点
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
25	法定協議会の整備状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定協議会の有無の列を削除</li> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
26	浄化槽処理促進区域の指定状況		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
27	浄化槽管理士に対する研修機会の確保		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明文の修正</li> <li>・ 誤記入防止設定（修正フラグ未設定だと、記入不可）</li> <li>・ フィルターの設定（選択した市町村のみを表示）</li> </ul>
28	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	●		
29	本調査票について	●		

## **(2) 調査票記入・受領・集約工程**

調査票に誤った記入があること、記入すべき箇所に記載がないこと等を記入者が確認できるセルフチェックプログラム（以下、「セルフチェックマクロ」という。）を含んだ調査票を作成した。

調査票の配布、回収は環境省にて実施し、受注者は環境省より適宜、回収調査票の転送を受けた。

## **(3) 集計工程**

都道府県集計前に、各都道府県調査票において市町村集計の実施有無を確認し、状況を一覧表にまとめた。その後、市町村集計が未着手の都道府県において、エクセルマクロの自動化ツールを用いて集計を実施した。

## **(4) エラーチェック工程**

集計結果のエラーチェックは、調査票内の整合性チェック（以下、「整合性チェック」という。）及び過年度データとの突合による比較チェック（以下、「過年度比較チェック」という。）の2段階で実施した。

整合性チェック及び過年度比較チェックは、エクセルマクロによる自動化ツールと視認で実施した。

### **1) 過年度比較チェックの基準値設定**

設問別に過年度比較チェックを行うにあたり、年度間差分について基準値を設定した。基準値は、4年度分の前年度差分平均の5%を上回る年度間差分とした。

### **2) 自動化ツールのフローチャート**

次頁以降に整合性チェック及び過年度比較チェックに係る自動化ツールのフローチャートを示す。

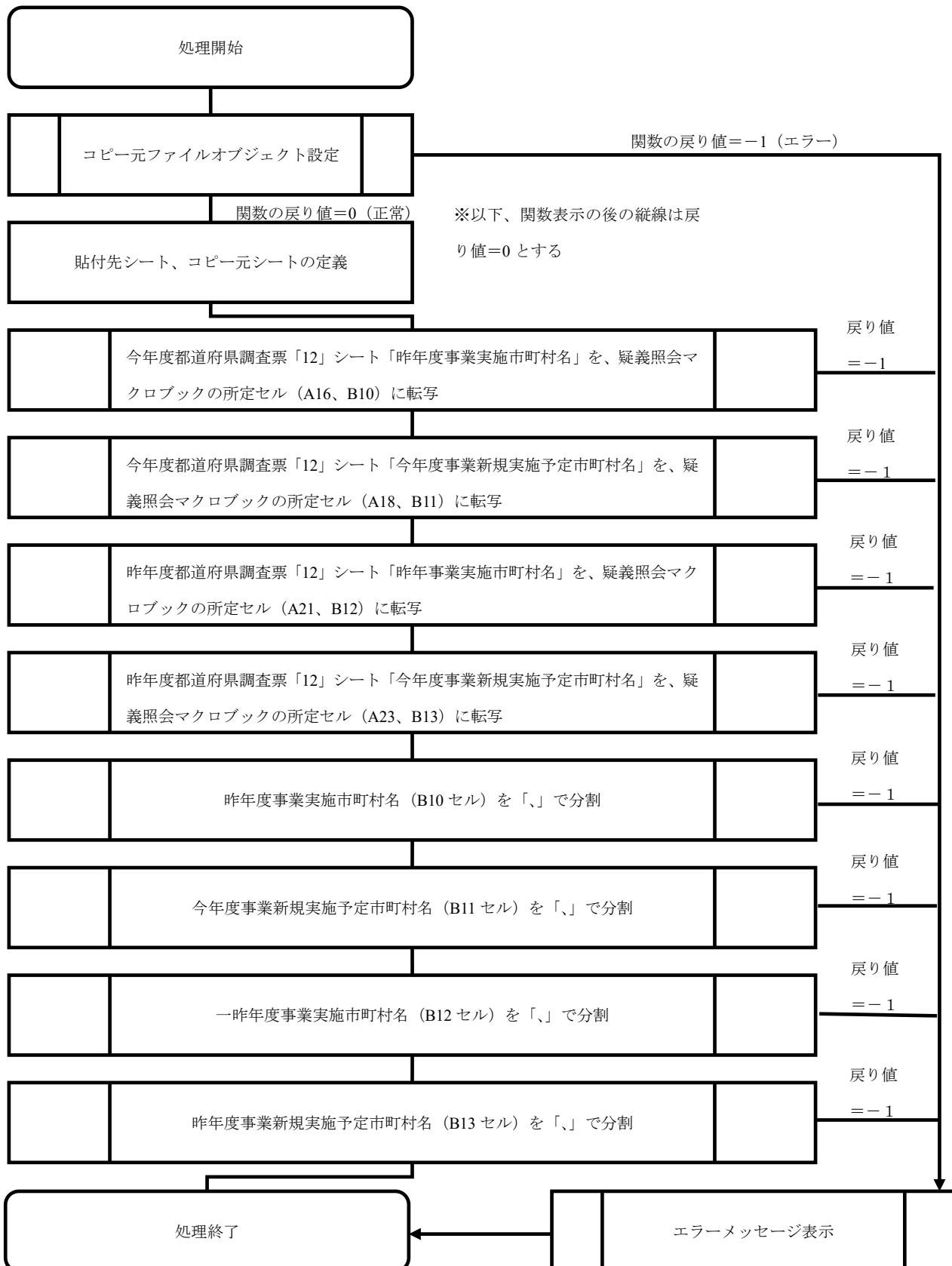


図 1-1 エラーチェック自動化ツールのフローチャート (No\_12\_Data\_Copy 関数)

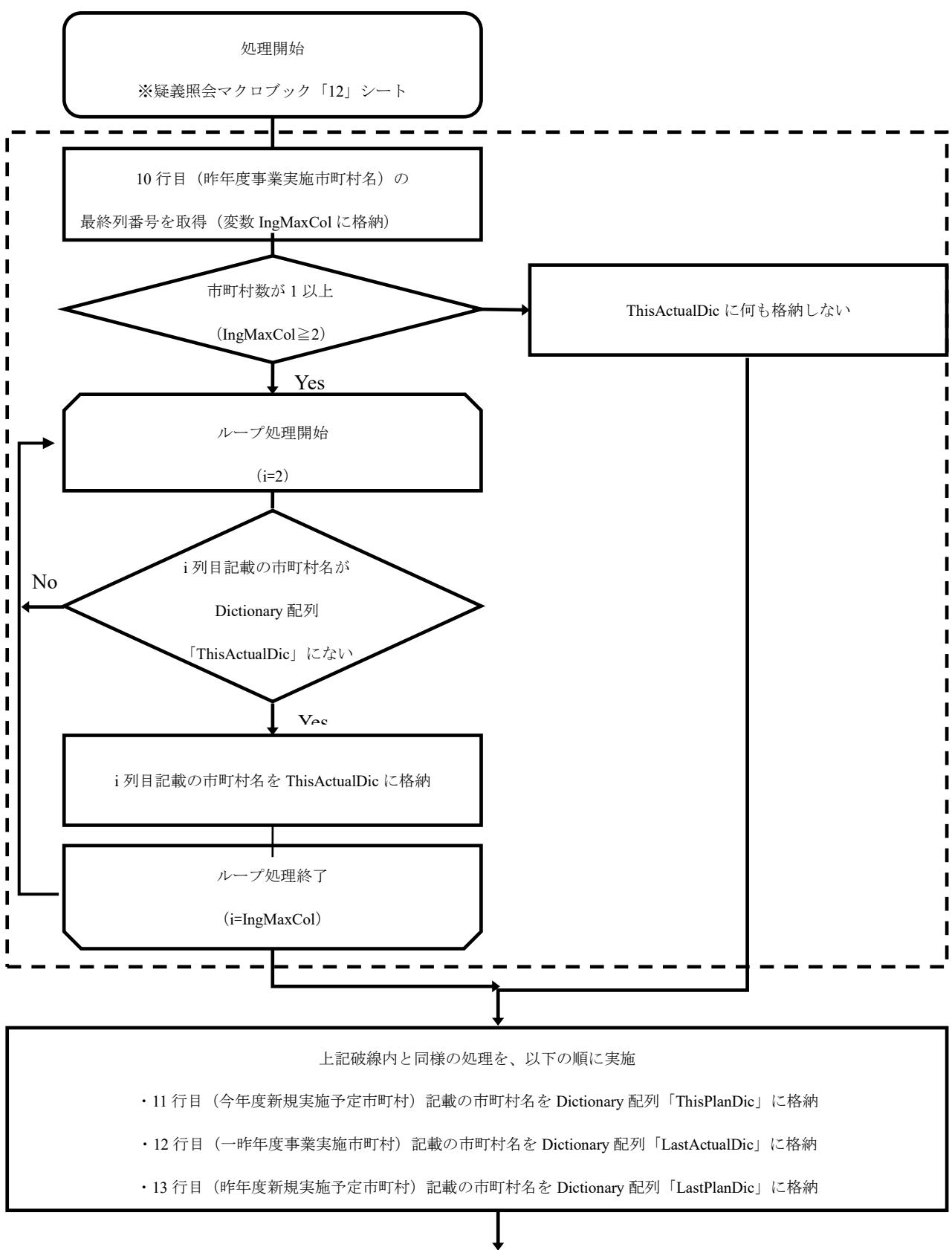


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート (No\_12\_Check のフローチャート)

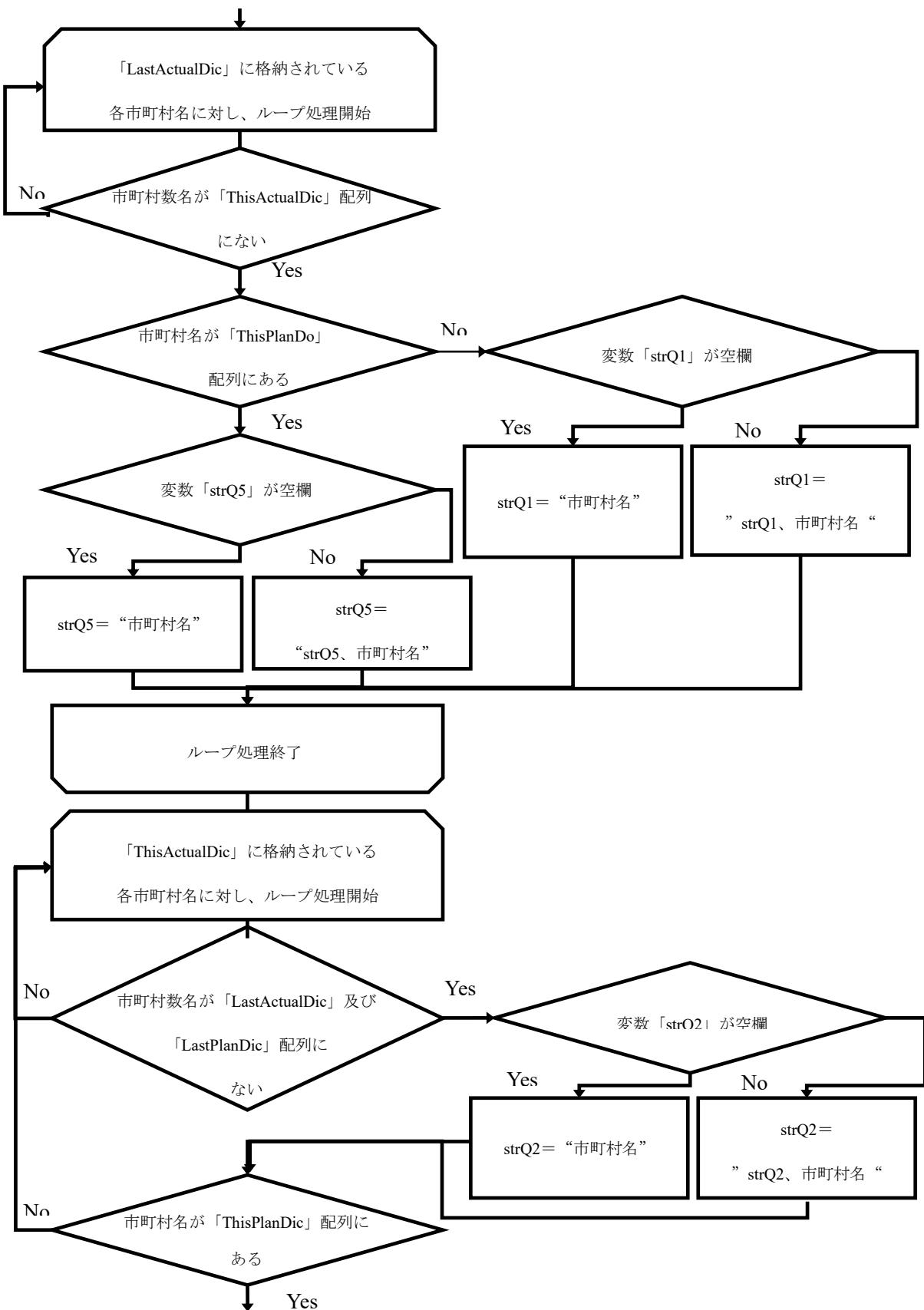


図 1-2 エラー検査自動化ツールのフローチャート (No\_12\_Check のフローチャート) 続き

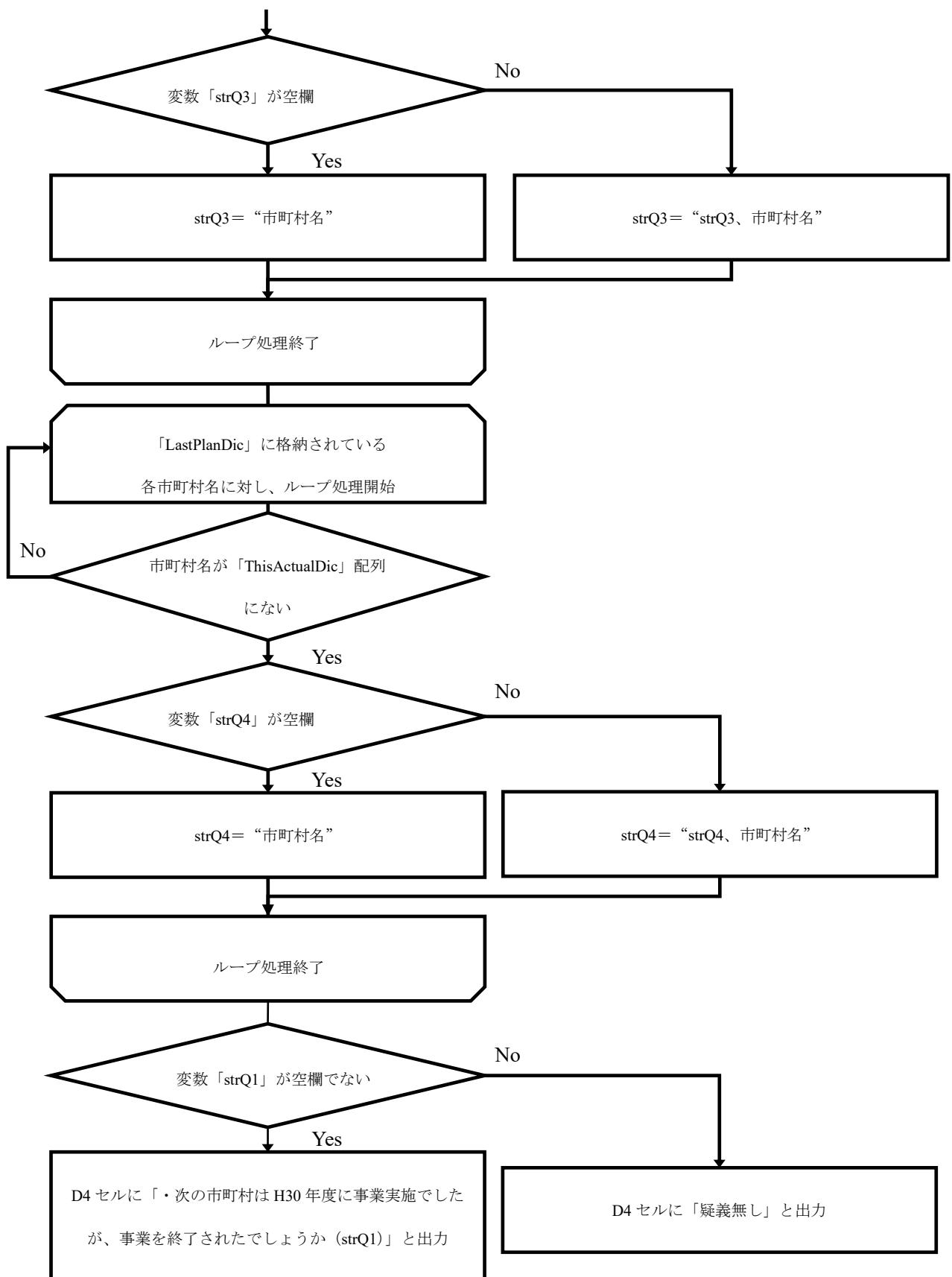


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート (No\_12\_Check のフローチャート) 続き

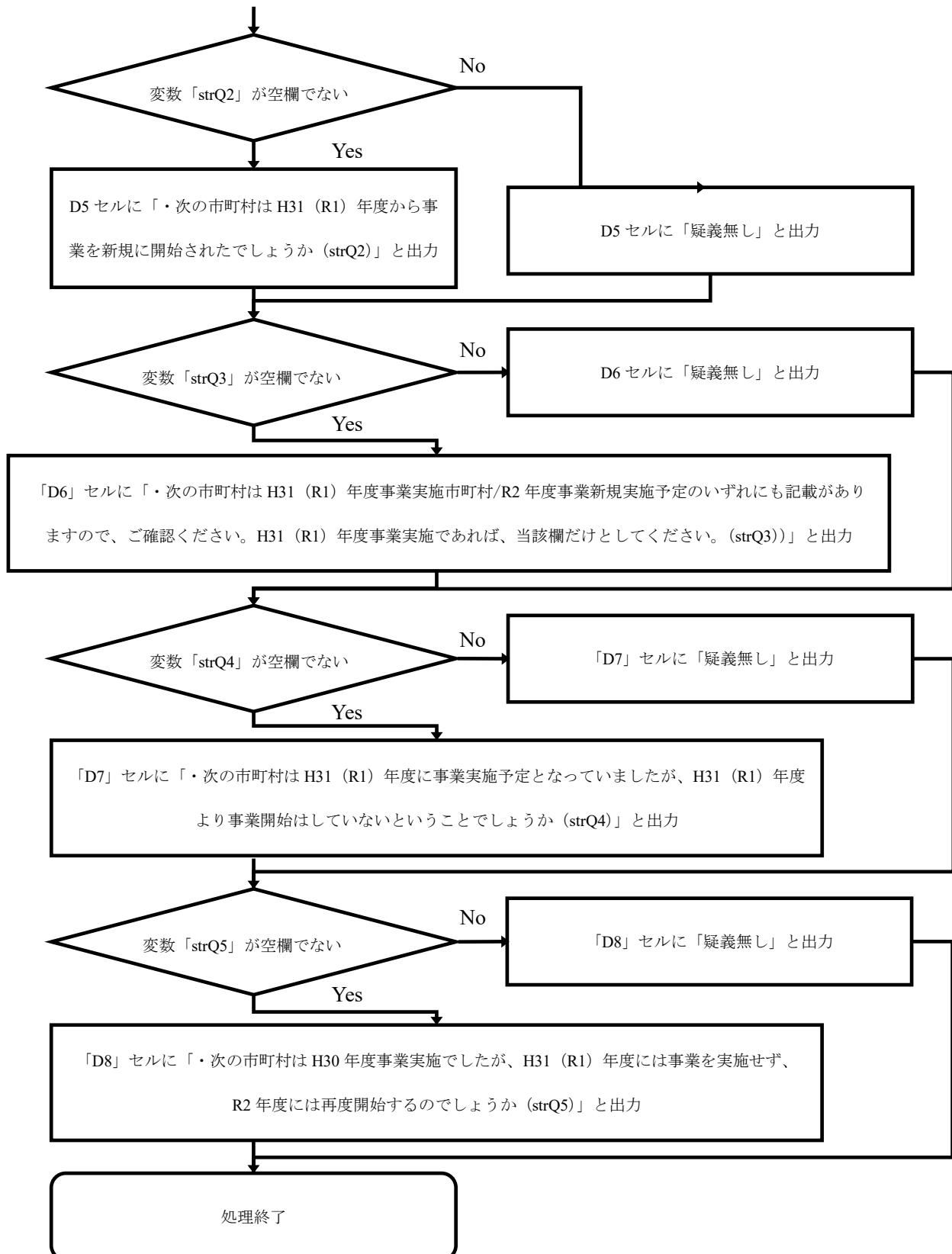


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート（No\_12\_Check のフローチャート） 続き

## **1.2 淨化槽等の普及状況等に関する調査**

浄化槽等の普及状況等に関する調査結果について、エラーチェック、結果の分析、公表用資料の作成等を行った。

### **1.2.1 エラーチェック**

都道府県調査票を集約した「全国集計表」について、以下の 2 つのチェックを行った。なお、チェック作業は自動化ツールを用いて行った。エラーがあった項目はエラーリストとして抽出されるよう設計したものを用い、エラー抽出の抜け漏れがないよう配慮した。

#### **(1) 整合性チェック**

全国集計表の小計・合計の項目について、内訳となる項目の値を足しあげた値と一致しているかを確認した。値が一致していない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

また、合併処理浄化槽処理人口と、各事業合計値（市町村設置型人口、個人設置型人口、独自設置人口等の合計）が一致するかなど、資料内での整合性チェックを行った。

#### **(2) 対前年度比差分率チェック**

前年度データと今年度データの差分をとり、対前年度比差分率を算出し、その比率が指定した値以上になっていないかを確認した。指定した値以上であった場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

### **1.2.2 結果の分析と公表資料の作成**

確定した集計値をもとに、各市町村における浄化槽普及率について分析を行い、公表資料を作成した。

#### **(1) 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧（令和 3 年度末）**

調査結果（令和 3 年度末の汚水処理人口普及率）を用いて、次頁に示す表を作成した。表を掲載した資料は、令和 4 年 8 月 25 日に公表された。

表 1-2 全国市町村別 清化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）  
(令和4年8月25日公表資料 資料2)

北海道		全国市町村別 清化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）		資料2	
市町村名	清化槽	市町村名	清化槽	市町村名	清化槽
札幌市	0.1%	下川町	13.4%	西目屋村	0.0%
函館市	2.2%	美深町	12.0%	藤崎町	1.6%
小樽市	0.1%	音威子府村	8.9%	大鷲町	20.1%
旭川市	1.2%	串町	12.6%	田舎館村	0.9%
室蘭市	0.2%	幌加内町	31.5%	板柳町	3.5%
釧路市	0.3%	増毛町	7.0%	鶴田町	0.7%
帶広市	1.8%	小平町	5.8%	中泊町	7.8%
北見市	2.3%	苦前町	3.6%	野辺地町	66.0%
夕張市	26.5%	羽幌町	1.8%	七戸町	39.3%
岩見沢市	4.5%	初山別村	16.9%	六戸町	20.6%
網走市	5.3%	遠別町	12.4%	樺浜町	34.6%
留萌市	2.7%	天塩町	7.7%	東北町	30.4%
芦別市	0.6%	猿払村	17.2%	六ヶ所村	3.1%
稚内市	3.7%	浜頓別町	6.8%	おいらせ町	19.9%
美唄市	3.6%	中頓別町	9.9%	大間町	10.0%
宮別市	2.3%	枝幸町	8.1%	東通村	11.1%
江別市	1.5%	豊富町	3.5%	風間浦村	31.7%
赤平市	2.1%	札文町	12.7%	佐井村	5.3%
紋别市	2.4%	利尻富士町	1.1%	三戸町	16.8%
士別市	10.2%	幌延町	17.6%	五戸町	10.5%
名寄市	10.2%	美幌町	6.5%	田子町	60.5%
三笠市	0.0%	津別町	15.1%	南浦町	19.2%
根室市	8.5%	斜里町	11.7%	陸上町	26.6%
千歳市	1.3%	清里町	22.3%	新郷村	8.7%
滝川市	1.7%	小清水町	27.2%	青森県	10.4%
砂川市	3.0%	利根駒ヶ岳町	22.5%		
黒石市	0.0%	渡戸町	15.0%		
深川市	10.6%	佐呂間町	24.8%	岩手県	
富良野市	10.6%	遠軽町	3.6%	市町村名	清化槽
登別市	1.3%	湧別町	19.7%	盛岡市	4.1%
恵庭市	1.5%	滝上町	7.5%	宮古町	14.6%
伊達市	4.5%	奥部町	4.4%	大船渡市	29.9%
北広島市	0.8%	西興部村	5.6%	花巻市	11.0%
石狩市	1.2%	雄武町	8.8%	北上市	7.9%
北斗市	1.6%	大空町	24.8%	久慈市	13.6%
当別町	3.9%	豊浦町	14.2%	遠野市	25.5%
新琴似村	45.6%	壯瞥町	19.7%	一関市	25.2%
松前町	25.4%	白老町	4.2%	陸前高田市	36.5%
福島町	22.4%	厚真町	46.5%	金石市	13.5%
知内町	12.9%	洞爺湖町	9.8%	二戸市	17.0%
木古内町	3.1%	安平町	10.4%	八幡平市	17.3%
七飯町	2.1%	新ひだか町	19.1%	奥州市	17.4%
鹿部町	23.6%	日高町	12.9%	漁沢市	17.8%
森町	4.0%	平取町	38.2%	寒河江市	11.5%
八雲町	2.5%	新蘆別町	25.4%	上山市	9.0%
長万部町	8.9%	浦河町	10.3%	村山市	5.1%
江差町	14.2%	猿払町	9.6%	長井市	18.7%
上ノ国町	2.1%	利尻町	15.8%	天童市	0.6%
厚沢部町	28.1%	新ひだか町	8.4%	東根市	4.1%
乙部町	5.2%	音更町	6.7%	西和賀町	16.7%
奥尻町	13.9%	日高町	22.0%	尾花沢市	40.8%
今金町	17.7%	平取町	14.0%	金合浦町	6.6%
せたな町	5.0%	新蘆別町	31.9%	平泉町	21.5%
島牧村	52.7%	浦河町	6.8%	住田町	24.5%
寿都町	27.8%	新得町	12.7%	大槌町	6.8%
黒松内町	12.6%	清水町	16.5%	山田町	13.4%
蘭越町	38.7%	芽室町	18.0%	岩泉町	23.6%
ニセコ町	29.6%	中札内村	25.1%	田野畠村	18.4%
真狩村	18.4%	豊頃町	31.4%	普代村	33.5%
留寿都村	15.6%	本別村	18.0%	鰺ヶ沢町	22.4%
喜茂別町	9.8%	足寄町	7.4%	平野村	4.8%
京極町	13.2%	利尻町	8.5%	九戸村	27.0%
俱知安町	8.0%	池田町	14.9%	津野町	22.9%
共和町	7.6%	豊頃町	25.7%	一戸町	14.4%
岩内町	2.7%	本別村	18.0%	岩手県	13.8%
泊村	1.3%	足寄町	9.3%		
神恵内村	42.5%	陸別町	8.5%	宮城県	
積丹町	23.4%	浦幌町	19.1%	市町村名	清化槽
古平町	2.8%	釧路町	3.3%	仙台市	0.6%
仁木町	49.6%	厚岸町	4.5%	石巻市	9.2%
余市町	2.2%	浜中町	19.9%	塙巻村	0.3%
赤井川村	13.1%	標茶町	10.6%	気仙沼市	32.5%
南幌町	10.7%	弟子屈町	9.3%	白石市	17.2%
奈井江町	7.5%	鶴居村	39.0%	名取市	4.7%
上砂川町	0.0%	白糠町	4.1%	角田市	17.7%
由仁町	18.7%	別海町	25.5%	多賀城市	0.0%
長沼町	19.6%	中標津町	7.9%	岩沼市	3.3%
栗山町	10.8%	標津町	11.9%	山形県	8.6%
月形町	41.2%	羅臼町	59.2%		
浦臼町	20.1%	北海道	3.2%	福島県	
新十津川町	17.3%	青森県		市町村名	清化槽
妹背牛町	22.2%	市町村名	清化槽	福島市	21.0%
秩父別町	19.5%	青森市	3.4%	会津若松市	12.5%
雨竜町	20.6%	弘前市	0.8%	郡山市	13.1%
北竜町	33.0%	八戸市	12.4%	いわき市	33.8%
沼田町	18.4%	黒石市	8.3%	白河市	17.2%
鷹栖町	20.5%	五所川原市	20.3%	須賀川市	15.2%
東神楽町	15.1%	十和田市	6.9%	喜多方市	21.2%
当麻町	28.7%	三沢市	6.2%	相馬市	17.1%
比布町	27.4%	むづ木町	27.1%	二本松市	47.6%
愛別町	24.3%	東川町	6.3%	田村市	37.3%
上川町	2.2%	つがる市	6.3%	南相馬市	25.0%
東川町	29.1%	平川市	0.3%	伊達市	27.1%
美瑛町	22.4%	平内町	6.9%	本宮市	33.3%
上富良野町	11.1%	大鷲町	26.1%	桑折町	29.7%
中富良野町	33.5%	直理町	10.7%	国見町	21.4%
南富良野町	18.4%	山元町	18.4%	川俣町	62.3%
占冠村	29.4%	松島町	18.9%	大王村	41.1%
和寒町	24.9%	七ヶ浜町	0.1%	鏡石町	7.1%
利瀬町	24.8%	利府町	2.0%	天栄村	26.8%

表 1-2 全国市町村別 清化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）  
(令和4年8月25日公表資料 資料2)

全国市町村別 清化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
北埼原村	3.2%	那須塩原市	19.5%	伊奈町	12.6%	東村山市	0.0%
西会津町	19.6%	さくら市	30.7%	三芳町	2.0%	国分寺市	0.0%
磐梯町	1.6%	那須烏山市	42.4%	毛呂山町	23.0%	国立市	0.0%
猪苗代町	14.0%	下野市	7.4%	越生町	24.1%	福生市	0.0%
会津坂下町	26.0%	上三川町	0.9%	滑川町	27.4%	狛江市	0.0%
湯川村	0.0%	益子町	44.1%	嵐山町	23.8%	東大和市	0.0%
柳津町	9.1%	茂木町	45.7%	小川町	16.4%	清瀬市	0.0%
三島町	56.5%	市貝町	56.0%	川島町	37.2%	東久留米市	0.0%
金山町	53.0%	芳賀町	53.4%	吉見町	27.4%	武藏村山市	0.0%
昭和村	6.4%	生駒町	6.3%	鳩山町	14.9%	多摩市	0.0%
会津美里町	14.8%	野木町	16.1%	ときがわ町	76.7%	稲城市	0.4%
西郷村	6.9%	塙谷町	43.1%	横瀬町	43.1%	羽村市	0.0%
泉崎村	5.1%	高根沢町	21.1%	佐野町	20.1%	あきる野市	2.7%
中島村	27.4%	那須町	65.7%	長瀬町	21.8%	西東京市	0.0%
矢吹町	17.7%	那珂川町	47.1%	小鹿野町	73.9%	瑞穂町	1.3%
櫛倉町	35.4%			東秩父村	56.0%	日の出町	0.0%
矢祭町	54.9%			美里町	25.8%	曾原村	4.9%
境町	33.5%			神川町	65.5%	奥多摩町	7.0%
駒込村	61.6%			上里町	59.2%	大島町	61.2%
石川町	71.4%			寄居町	41.4%	利島村	97.7%
玉川村	35.4%			官代町	15.6%	新島村	6.8%
平田村	34.3%			杉戸町	15.1%	神津島村	4.0%
浅川町	25.4%			松伏町	13.0%	三宅村	36.5%
古殿町	31.5%			埼玉県	9.5%	御藏島村	81.3%
三春町	31.2%					八丈町	42.0%
小野町	59.2%					青ヶ島村	100.0%
広野町	16.4%					小笠原村	9.3%
橋葉町	14.2%					東京都	0.2%
富岡町	20.6%					神奈川県	
川内村	34.4%					市町村名	浄化槽
太熊町						横浜市	0.0%
双葉町						川崎市	0.1%
浪江町	35.3%					相模原市	1.2%
葛尾村	56.0%					横須賀市	0.8%
新地町	26.9%					平塚市	0.6%
飯綱村	64.9%					鎌倉市	0.2%
福島県	23.9%					藤沢市	0.7%
茨城県						小田原市	5.1%
市町村名	浄化槽					茅ヶ崎市	1.9%
水戸市	9.3%					逗子市	0.0%
日立市	1.1%					三浦市	30.0%
土浦市	5.7%					秦野市	9.4%
古河市	13.7%					厚木市	4.9%
結城市	24.5%					大和市	2.1%
龍ヶ崎市	18.7%					伊勢原市	9.3%
下妻市	34.8%					海老名市	3.0%
常総市	44.6%					座間市	0.3%
常陸太田市	29.9%					南足柄市	13.7%
高萩市	2.3%					綾瀬市	0.9%
北茨城市	54.4%					葉山町	12.1%
笠間市	23.3%					寒川町	0.7%
取手市	13.0%					大磯町	5.8%
牛久市	6.4%					二宮町	2.0%
つくば市	7.6%					中井町	10.9%
ひたちなか市	24.5%					大井町	2.8%
鹿嶋市	30.9%					松田町	4.7%
潮来市	10.2%					山北町	7.9%
守谷市	0.0%					開成町	14.4%
常陸大宮市	28.4%					箱根町	14.0%
那珂市	17.0%					真鶴町	18.6%
筑西市	21.1%					湯河原町	6.1%
坂東市	26.1%					愛川町	4.1%
稻敷市	12.5%					清川村	1.6%
かみみがうら市	12.8%					神奈川県	1.3%
桜川市	35.9%					新潟県	
神栖市	26.8%					市町村名	浄化槽
行方市	38.9%					新潟市	2.7%
鉾田市	50.7%					長岡市	1.7%
つくばみらい市	5.5%					三条市	22.7%
小美玉市	26.0%					柏崎市	6.2%
茨城町	33.7%					新発田市	8.1%
大洗町	20.1%					小千谷市	3.6%
城里町	10.2%					加茂市	6.9%
東海村	2.2%					十日町市	4.8%
大子町	57.8%					見附市	1.4%
美浦村	7.3%					村上市	1.7%
阿見町	20.5%					燕市	14.4%
河内町	35.6%					糸魚川市	7.2%
八千代町	23.5%					妙高市	6.0%
五霞町	0.4%					五泉市	15.7%
境町	6.9%					上越市	9.7%
利根町	7.1%					阿賀野市	2.2%
茨城県	17.0%					佐渡市	12.3%
栃木県						魚沼市	0.7%
市町村名	浄化槽					南魚沼市	4.4%
宇都宮市	6.0%					胎内市	0.7%
足利市	11.7%					聖籠町	0.2%
栃木市	13.4%					弥彦村	0.1%
佐野市	11.0%					田上町	26.2%
鹿沼市	20.5%					阿賀町	7.9%
日光市	18.9%					出雲崎町	9.0%
小山市	19.0%					湯沢町	16.8%
東湖町	14.5%					津南町	3.1%
大田原市	21.8%					刈羽村	73.8%
矢板市	33.5%					関川村	6.5%
群馬県	20.5%					栗島浦村	0.0%
市町村名	浄化槽						
南房總市	48.4%						
いいたま村	2.6%						
夷隅町	17.9%						
東洋町	15.3%						
高山村	36.3%						
東吾妻町	41.6%						
片品村	24.7%						
川場村	6.7%						
昭和村	20.9%						
みなかみ町	31.7%						
五村町	3.5%						
板倉町	64.2%						
明和町	23.9%						
手代田町	24.6%						
大泉町	48.7%						
島ヶ郷町	27.7%						
群馬県	20.5%						
市町村名	浄化槽						
南房總市	48.4%						
八王子市	2.6%						
川越市	8.7%						
熊谷市	25.4%						
川口市	7.9%						
行田市	28.7%						
移父市	26.8%						
所沢市	1.2%						
鶴巻市	19.2%						
東松山市	18.9%						
東庄町	26.0%						
九十九里町	45.9%						
山武市	56.8%						
いすみ市	64.7%						
大網白里市	31.5%						
酒々井町	5.3%						
栄町	6.8%						
神崎町	80.5%						
多古町	40.4%						
東庄町	51.9%						
九十九里町	50.3%						
芝山町	41.3%						
横堀町	51.0%						
長生村	49.7%						
白子町	44.4%						
長柄町	60.9%						
長南町	40.1%						
大多喜町	49.5%						
戸田市	3.8%						
入間市	9.2%						
朝霞市	0.8%						
越谷市	6.6%						
蕨市	0.7%						
戸田市	19.0%						
幸手市	31.2%						
鶴ヶ島市	9.8%						
日高市	17.5%						
町田市	0.8%						
志木市	0.1%						
和光市	1.9%						
新所市	1.1%						
桶川市	14.2%						
久喜市	14.1%						
北本市	5.6%						
草上町	1.0%						
三郷市	4.8%						
蓮田市	6.0%						
坂戸市	19.0%						
幸手市	31.2%						
鶴ヶ島市	9.8%						
日高市	17.5%						
町田市	0.8%						
志木市	0.1%						
ふじみ野市	2.4%						
白岡市	8.7%						
千葉県	12.6%						
市町村名	浄化槽						
市町村名	浄化槽						
区部	0.0%						
八王子市	0.5%						
立川市	0.0%						
武蔵野市	0.0%						
三鷹市	0.0%						
青梅市	1.0%						
府中市	0.0%						
昭島市	0.0%						
調布市	0.0%						
町田市	0.8%						
小金井市	0.0%						
小平市	0.0%						
日野市	3.7%						

表 1-2 全国市町村別 清化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）  
(令和4年8月25日公表資料 資料2)

全国市町村別 清化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）

長野県	
市町村名	清化槽
長野市	1.7%
松本市	2.3%
上田市	2.4%
岡谷市	0.3%
飯田市	8.1%
諏訪市	0.5%
須坂市	0.2%
小諸市	14.2%
伊那市	5.5%
駒ヶ根市	4.1%
中野市	1.3%
大町市	19.9%
飯山市	0.8%
茅野市	2.3%
塩尻市	0.7%
佐久市	13.8%
千曲市	0.2%
東御市	6.7%
安曇野市	5.0%
小海町	22.7%
川上村	2.2%
南牧村	66.2%
南相木村	95.6%
北相木村	91.1%
佐久穂町	4.5%
巣井沢町	38.3%
御代田町	5.1%
青木村	6.1%
長和町	7.6%
下諏訪町	0.0%
富士見町	7.3%
原村	19.9%
辰野町	2.3%
箕輪町	1.4%
飯島町	21.0%
南箕輪村	1.6%
中川村	14.9%
宮田村	0.8%
松川町	13.5%
高森町	9.7%
阿南町	34.3%
阿智村	29.5%
平谷村	8.6%
銀羽村	22.0%
下條村	96.7%
壳木村	28.5%
天龍村	19.6%
麻生村	74.7%
喬木村	15.0%
豊丘村	14.2%
大鹿村	57.4%
上松町	15.8%
南木曾町	60.1%
木祖村	19.6%
王滝村	11.3%
大桑村	17.8%
木曾町	14.3%
麻績村	13.3%
生坂村	38.0%
山形村	0.1%
朝日村	0.0%
筑北村	37.6%
池田町	3.9%
松川村	0.5%
白馬村	20.8%
小谷村	49.2%
坂城町	3.3%
小布施町	0.0%
高山村	1.2%
山ノ内町	4.7%
木島平村	1.5%
野沢温泉村	0.0%
信濃町	20.5%
小川村	15.8%
飯綱町	4.8%
栗村	76.0%
長野県	5.6%

岐阜県	
市町村名	清化槽
金沢市	0.9%
七尾市	16.5%
小松市	10.9%
輪島市	16.9%
珠洲市	21.0%
加賀市	12.7%
羽咋市	7.7%
かほく市	0.4%
白山市	0.4%
能美市	2.8%
野々市市	0.0%
川北町	30.4%
津幡町	2.9%
内灘町	0.0%
志賀町	12.1%
宝達志水町	3.1%
中能登町	2.0%
穴水町	29.9%
能登町	15.8%
石川県	4.8%

福井県	
市町村名	清化槽
福井市	3.9%
敦賀市	3.7%
小浜市	2.1%
大野市	10.6%
勝山市	0.7%
越前市	4.6%
あわら市	0.6%
越前市	10.8%
坂井市	0.4%
水平寺町	3.2%
池田町	3.5%
南越前町	4.3%
越前町	0.4%
美浜町	3.1%
高浜町	0.0%
おおい町	5.6%
若狭町	0.4%
福井県	4.1%

山梨県	
市町村名	清化槽
甲府市	1.9%
富士吉田市	31.2%
都留市	24.2%
山梨市	14.5%
大月市	29.2%
韮崎市	21.4%
南アルプス市	24.3%
北杜市	10.6%
甲斐市	10.4%
笛吹市	21.4%
上野原市	17.7%
甲州市	14.4%
中央市	10.9%
市川三郷町	10.7%
早川町	55.6%
身延町	32.9%
南部町	99.3%
富士川町	5.7%
昭和町	4.0%
道志村	82.6%
西桂町	17.9%
忍野村	9.2%
山中湖村	16.5%
鳴沢村	61.6%
富士河口湖町	17.2%
小菅村	0.0%
丹波山村	2.5%
山梨県	15.3%

愛知県	
市町村名	清化槽
愛西市	22.0%
清須市	36.6%
北名古屋市	28.4%
弥富市	15.9%
みよし市	1.1%
あま市	29.0%
長久手市	1.7%
東郷町	6.1%
豊山町	19.2%
大口町	1.7%
扶桑町	21.7%
大治町	60.4%
蟹江町	22.9%
飛島村	10.5%
阿久比町	8.3%
東浦町	5.7%
南知多町	32.1%
美浜町	58.2%
武豊町	7.6%
幸田町	3.2%
設楽町	39.8%
東栄町	17.6%
豊根村	74.7%
愛知県	9.8%

三重県	
市町村名	清化槽
津市	35.6%
四日市市	9.0%
伊勢市	23.2%
松阪市	30.6%
桑名市	11.2%
鈴鹿市	23.6%
名張市	28.6%
尾鷲市	43.1%
亀山市	11.2%
鳥羽市	35.4%
熊野市	42.2%
いなべ市	1.5%
志摩市	40.5%
伊賀市	45.7%
木曽岬町	0.0%
東員町	0.4%
攝津町	14.1%
朝日町	0.5%
川越町	0.1%
多気町	32.2%
明和町	39.4%
大台町	51.8%
玉城町	3.8%
度会町	73.0%
大紀町	50.9%
南伊勢町	11.5%
紀北町	40.8%
御浜町	35.0%
紀宝町	60.8%
三重県	23.8%

滋賀県	
市町村名	清化槽
大津市	0.5%
彦根市	6.4%
長浜市	0.3%
近江八幡市	15.4%
草津市	0.3%
守山市	0.1%
栗東市	0.1%
甲賀市	7.8%
野洲市	0.4%
湖南市	0.7%
高島市	4.2%
東近江市	0.8%
米原市	0.2%
日野町	0.7%
竜王町	7.8%
愛荘町	0.6%
豊郷町	0.0%
甲良町	0.0%
多賀町	2.6%
滋賀県	2.4%

京都府	
市町村名	清化槽
京都市	0.3%
福知山市	3.3%
舞鶴市	3.0%
綾部市	21.4%
宇治市	0.4%
宮津市	9.5%
亀岡市	2.0%
城陽市	0.2%
向日市	0.0%
長岡京市	0.0%
八幡市	0.0%
京田辺市	0.1%
京丹後市	13.6%
南丹市	7.7%

表 1-2 全国市町村別 清化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）  
(令和4年8月25日公表資料 資料2)

全国市町村別 清化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
木津川市	5.4%	神河町	10.1%	琴浦町	1.1%	山口市	22.0%
大山崎町	0.0%	太子町	0.0%	北栄町	1.5%	萩市	22.9%
久御山町	0.1%	上郡町	3.0%	日吉津村	1.0%	防府市	20.0%
井手町	0.1%	佐用町	28.4%	大山町	3.7%	下松市	3.4%
宇治原町	6.1%	香美町	1.3%	南部町	17.5%	岩国市	39.7%
笠置町	41.5%	新温泉町	5.1%	伯耆町	7.2%	光市	7.4%
和泉町	20.1%			日南町	44.3%	長門市	6.1%
精華町	0.1%			日野町	19.4%	柳井市	29.2%
南山城村	67.5%			江府町	4.7%	美祢市	36.2%
京丹波町	35.1%					周南市	3.7%
伊根町	15.8%					山陽小野田市	24.3%
与謝野町	1.2%					周防大島町	25.3%
京都府	1.7%					和木町	0.0%
<b>奈良県</b>						上関町	19.0%
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
奈良市	4.3%	大和高田市	16.1%	生駒市	2.5%	田布施町	29.4%
		大和郡山市		天理市	0.3%	平生町	13.0%
		橿原市	8.3%	桜井市	11.4%	阿武町	10.8%
		桜井市		五條市	20.3%		
				御所市	10.4%		
				生駒市	12.5%		
				香芝市	6.5%		
				葛城市	0.7%		
				宇陀市	13.6%		
				山添村	70.5%		
				平群町	13.0%		
				三郷町	1.0%		
				斑鳩町	8.8%		
				安堵町	1.7%		
				川西町	0.3%		
				三宅町	0.0%		
				田原本町	0.2%		
				曾爾村	59.5%		
				御杖村	76.4%		
				下市町	27.9%		
				黒瀬村	88.2%		
				天川村	44.6%		
				野迫川村	17.9%		
				十津川村	54.1%		
				下北山村	71.5%		
				上北山村	89.3%		
				川上村	53.7%		
				東吉野村	57.6%		
				<b>奈良県</b>	7.4%		
				市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
				和歌山市	28.9%	岡山市	15.8%
				海南市	44.1%	倉敷市	11.3%
				橋本市	29.3%	津市	37.7%
				有田市	35.7%	玉野市	1.5%
				田辺市	51.6%	守山市	20.8%
				御坊市	31.5%	轟谷市	24.7%
				新宮市	53.0%	井原市	20.8%
				紀の川市	56.0%	轟谷市	37.3%
				岩出市	26.5%	新見市	21.6%
				和歌山市	53.5%	備前市	11.3%
				九度山町	18.4%	瀬戸内市	33.2%
				海南町	11.1%	赤磐市	10.5%
				高野町	8.3%	眞庭市	34.2%
				御市町	1.3%	美作市	3.6%
				河合町	0.0%	浅口市	12.9%
				吉野町	19.5%	和気町	0.8%
				大淀町	7.5%	尾道市	1.3%
				下市町	27.9%	里庄町	15.6%
				瀬戸内町	88.2%	矢掛町	5.1%
				天川村	44.6%	新庄村	17.9%
				野迫川村	17.9%	鏡野町	12.8%
				十津川村	54.1%	勝央町	2.0%
				下北山村	71.5%	奈義町	17.2%
				上北山村	89.3%	西粟倉村	0.1%
				川上村	53.7%	久米南町	21.2%
				東吉野村	57.6%	美咲町	31.4%
						吉備中央町	43.0%
						岡山県	16.6%
				<b>奈良県</b>	7.4%		
				市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
				和歌山市	28.9%	岡山市	15.8%
				海南市	44.1%	倉敷市	11.3%
				橋本市	29.3%	津市	37.7%
				有田市	35.7%	玉野市	1.5%
				田辺市	51.6%	守山市	20.8%
				御坊市	31.5%	轟谷市	24.7%
				新宮市	53.0%	井原市	20.8%
				紀の川市	56.0%	轟谷市	37.3%
				岩出市	26.5%	新見市	21.6%
				和歌山市	53.5%	備前市	11.3%
				九度山町	18.4%	瀬戸内市	33.2%
				海南町	11.1%	赤磐市	10.5%
				高野町	8.3%	眞庭市	34.2%
				御市町	0.0%	美作市	3.6%
				河合町	0.0%	浅口市	12.9%
				吉野町	19.5%	和気町	0.8%
				大淀町	7.5%	尾道市	1.3%
				下市町	27.9%	里庄町	15.6%
				瀬戸内町	88.2%	矢掛町	5.1%
				天川村	44.6%	新庄村	17.9%
				野迫川村	17.9%	鏡野町	12.8%
				十津川村	54.1%	勝央町	2.0%
				下北山村	71.5%	奈義町	17.2%
				上北山村	89.3%	西粟倉村	0.1%
				川上村	53.7%	久米南町	21.2%
				東吉野村	57.6%	美咲町	31.4%
						吉備中央町	43.0%
						岡山県	16.6%
				<b>香川県</b>	34.9%		
				市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
				高松市	24.6%	高松市	24.6%
				丸亀市	27.5%	丸亀市	27.5%
				坂出市	37.8%	坂出市	37.8%
				善通寺市	29.0%	善通寺市	29.0%
				観音寺市	43.1%	観音寺市	43.1%
				さぬき市	37.9%	さぬき市	37.9%
				東かがわ市	42.9%	東かがわ市	42.9%
				三豊市	61.2%	三豊市	61.2%
				土庄町	42.6%	土庄町	42.6%
				小豆島町	52.6%	小豆島町	52.6%
				北島町	36.5%	北島町	36.5%
				藍住町	51.8%	藍住町	51.8%
				板野町	23.2%	板野町	23.2%
				上板町	53.8%	上板町	53.8%
				つるぎ町	22.1%	つるぎ町	22.1%
				東みよし町	25.5%	東みよし町	25.5%
						徳島県	43.6%
				<b>徳島県</b>	43.6%		
				市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
				高松市	24.6%	高松市	24.6%
				丸亀市	27.5%	丸亀市	27.5%
				坂出市	37.8%	坂出市	37.8%
				善通寺市	29.0%	善通寺市	29.0%
				観音寺市	43.1%	観音寺市	43.1%
				さぬき市	37.9%	さぬき市	37.9%
				東かがわ市	42.9%	東かがわ市	42.9%
				三豊市	61.2%	三豊市	61.2%
				土庄町	42.6%	土庄町	42.6%
				小豆島町	52.6%	小豆島町	52.6%
				北島町	36.5%	北島町	36.5%
				藍住町	51.8%	藍住町	51.8%
				板野町	23.2%	板野町	23.2%
				上板町	53.8%	上板町	53.8%
				つるぎ町	22.1%	つるぎ町	22.1%
				東みよし町	25.5%	東みよし町	25.5%
						徳島県	43.6%
				<b>香川県</b>	34.9%		
				市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
				高松市	24.5%	高松市	24.5%
				今治市	12.8%	今治市	12.8%
				宇和島市	37.2%	宇和島市	37.2%
				八幡浜市	11.5%	八幡浜市	11.5%
				新居浜市	17.9%	新居浜市	17.9%
				西条市	18.0%	西条市	18.0%
				大洲市	37.7%	大洲市	37.7%
				伊予市	22.5%	伊予市	22.5%
				四国中央市	20.7%	四国中央市	20.7%
				西予市	11.1%	西予市	11.1%
				東温市	13.0%	東温市	13.0%
				上島町	5.4%	上島町	5.4%
				久万高原町	14.4%	久万高原町	14.4%
				松前町	30.2%	松前町	30.2%
				砥部町	44.0%	砥部町	44.0%
				内子町	37.5%	内子町	37.5%
				伊方町	11.1%	伊方町	11.1%
				松野町	53.0%	松野町	53.0%
				鬼北町	41.0%	鬼北町	41.0%
				愛南町	37.2%	愛南町	37.2%
						愛媛県	22.6%
				<b>高知県</b>	22.6%		
				市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
				高知市	13.4%	高知市	13.4%
				室戸市	43.0%	室戸市	43.0%

表 1-2 全国市町村別 淨化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）  
(令和4年8月25日公表資料 資料2)

全国市町村別 淨化槽処理人口普及率一覧（令和3年度末）			
佐賀県		大分県	
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
安芸市	34.9%	佐賀市	7.2%
南国市	42.4%	唐津市	7.9%
土佐市	76.5%	鳥栖市	0.2%
須崎市	41.7%	多久市	23.5%
宿毛市	45.2%	伊万里市	15.4%
土佐清水市	68.8%	武雄市	44.0%
四万十市	59.7%	龜島市	23.1%
香南市	51.3%	小城市	28.3%
香美市	17.9%	豊前野市	17.0%
東洋町	14.5%	神埼市	39.1%
奈半利町	50.6%	吉野ヶ里町	3.8%
田野町	65.7%	基山町	16.6%
安田町	26.3%	上峰町	0.8%
北川村	58.8%	みやき町	33.9%
馬路村	72.5%	玄海町	13.6%
芸西村	6.7%	有田町	30.7%
本山町	51.7%	大町町	57.7%
大豐町	40.2%	江北町	4.2%
土佐町	15.0%	白石町	30.2%
大川村	74.7%	太良町	43.9%
いの町	65.0%	佐賀県	15.9%
仁道川町	46.6%		
中土佐町	42.3%		
佐川町	61.4%		
越知町	11.7%		
稗原町	30.5%		
日高村	56.6%		
津野町	92.8%		
四万十町	57.3%		
大月町	73.8%		
三原村	26.7%		
黒潮町	48.4%		
高知県	32.6%		
長崎県			
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
長崎市	1.8%	宮崎市	4.5%
佐世保市	18.9%	都城市	37.0%
島原市	50.9%	延岡市	12.2%
諫早市	13.8%	日南市	24.5%
大村市	2.5%	小林市	40.4%
平戸市	39.1%	日向市	22.9%
松浦市	25.0%	串間市	43.7%
对馬市	38.3%	西都市	26.1%
壱岐市	31.7%	えびの市	69.1%
五島市	46.4%	三股町	35.1%
西海市	29.8%	原町	56.0%
雲仙市	24.4%	国富町	25.9%
南島原市	37.7%	綾町	27.5%
長与町	0.3%	高鍋町	28.2%
時津町	2.6%	新富町	69.9%
東彼杵町	32.1%	西米良村	40.7%
川棚町	19.8%	木城町	17.3%
波佐見町	30.5%	川南町	35.6%
田川市	63.5%	都農町	57.2%
柳川市	62.3%	門川町	73.4%
八女市	44.2%	諸塙村	80.9%
荒川市	39.1%	椎葉村	88.1%
大川市	50.6%	美蘇町	53.5%
行橋市	39.3%	高千穂町	59.1%
豊前市	30.4%	日之影町	64.6%
中間市	5.3%	五ヶ瀬町	71.5%
小郡市	1.6%	長崎県	15.2%
筑紫野市	0.8%		
垂日市	0.0%		
大野城市	0.0%		
宗像市	0.4%		
太宰府市	0.2%		
古賀市	7.0%		
福津市	0.3%		
うきは市	4.2%		
宮若市	38.7%		
嘉麻市	48.4%		
朝倉市	16.9%		
みやま市	52.5%		
島原市	18.2%		
那珂川市	0.8%		
宇美町	6.1%		
鏡野町	1.6%		
志免町	0.0%		
須恵町	6.9%		
新宮町	12.1%		
久山町	0.9%		
柏原町	0.7%		
草原町	0.0%		
水巻町	1.9%		
園坂町	0.7%		
遠賀町	5.5%		
小竹町	25.8%		
鞍手町	16.9%		
桂川町	43.2%		
筑前町	0.6%		
東峰村	74.9%		
大刀洗町	0.1%		
大木町	85.1%		
広川町	41.3%		
香春町	72.6%		
添田町	41.9%		
糸田町	43.6%		
川崎町	32.3%		
大任町	42.9%		
赤村	53.5%		
福智町	46.3%		
刈田町	36.2%		
みやこ町	55.4%		
吉富町	24.1%		
上毛町	59.5%		
篠上町	14.2%		
福岡県	9.0%	熊本県	15.0%

宮崎県			
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
宮崎市	4.5%	都城市	37.0%
延岡市	12.2%	日南市	24.5%
小林市	40.4%	日向市	22.9%
日向市	22.9%	串間市	43.7%
串間市	43.7%	西都市	26.1%
西都市	26.1%	えびの市	69.1%
えびの市	69.1%	三股町	35.1%
三股町	35.1%	原町	56.0%
原町	56.0%	国富町	25.9%
国富町	25.9%	綾町	27.5%
綾町	27.5%	高鍋町	28.2%
高鍋町	28.2%	新富町	69.9%
新富町	69.9%	西米良村	40.7%
西米良村	40.7%	木城町	17.3%
木城町	17.3%	川南町	35.6%
川南町	35.6%	都農町	57.2%
都農町	57.2%	門川町	73.4%
門川町	73.4%	諸塙村	80.9%
諸塙村	80.9%	椎葉村	88.1%
椎葉村	88.1%	美蘇町	53.5%
美蘇町	53.5%	高千穂町	59.1%
高千穂町	59.1%	日之影町	64.6%
日之影町	64.6%	五ヶ瀬町	71.5%
五ヶ瀬町	71.5%	長崎県	15.2%

鹿児島県			
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
鹿児島市	14.6%	鹿屋市	57.7%
枕崎市	15.3%	枕崎市	61.4%
阿久根市	22.9%	出水市	43.4%
出水市	22.9%	指宿市	65.3%
指宿市	65.3%	西之表市	64.3%
西之表市	64.3%	垂水市	62.0%
垂水市	62.0%	薩摩川内市	39.7%
薩摩川内市	39.7%	日置市	57.7%
日置市	57.7%	曾於市	64.6%
曾於市	64.6%	霧島市	50.4%
霧島市	50.4%	いちき串本町	43.7%
いちき串本町	43.7%	南さつま市	64.4%
南さつま市	64.4%	志布志市	58.8%
志布志市	58.8%	奄美市	3.4%
奄美市	3.4%	南九州市	55.3%
南九州市	55.3%	伊佐市	53.5%
伊佐市	53.5%	宮崎県	22.8%

鹿児島県			
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
鹿児島市	14.6%	鹿屋市	57.7%
枕崎市	15.3%	枕崎市	61.4%
阿久根市	22.9%	出水市	43.4%
出水市	22.9%	指宿市	65.3%
指宿市	65.3%	西之表市	64.3%
西之表市	64.3%	垂水市	62.0%
垂水市	62.0%	薩摩川内市	39.7%
薩摩川内市	39.7%	日置市	57.7%
日置市	57.7%	曾於市	64.6%
曾於市	64.6%	霧島市	50.4%
霧島市	50.4%	いちき串本町	43.7%
いちき串本町	43.7%	南さつま市	64.4%
南さつま市	64.4%	志布志市	58.8%
志布志市	58.8%	奄美市	3.4%
奄美市	3.4%	南九州市	55.3%
南九州市	55.3%	伊佐市	53.5%
伊佐市	53.5%	鹿児島県	10.0%

注)

- 市町村名表記は、令和4年3月31日現在のものである。
- 空欄は、東日本大震災の影響により、調査不能な市町村を示す。
- 福岡県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

## 1.3 淨化槽の指導普及に関する調査

浄化槽の指導普及に関する調査は、浄化槽の設置状況や施策実施状況等の現状調査を目的として、都道府県等を通じ、各市区町村を対象に実施した。調査票作成、回答の取りまとめ、結果分析等を行い、会議用資料として報告書形式のものを5部作成した。

なお、都道府県から各都道府県内の市町村調査票の集計依頼があった場合は、受注者にて集計を行った。

### 1.3.1 調査方法

#### (1) 調査票・記入要領等

調査票・記入要領等は、以下の種類の資料を作成した。なお、今年度調査では、昨年度までと異なり、調査票に過年度の回答を含めていることから、都道府県別に各調査票を作成した。各調査票のエクセルファイルを報告書別添として調査時に納品した。

- 記入要領案（都道府県用）.docx
- 記入要領案（市町村（権限委譲市町村を含む）用）.docx
- 記入要領案（保健所設置市・特別区用）.docx
- 【都道府県用】調査票.xls
- 【市町村（権限委譲市町村を含む）用】調査票.xls
- 【保健所設置市用】調査票.xls
- 【特別区用】調査票.xls

#### (2) 調査フロー

浄化槽の指導普及に関する調査は下図に示す手順にて実施した。

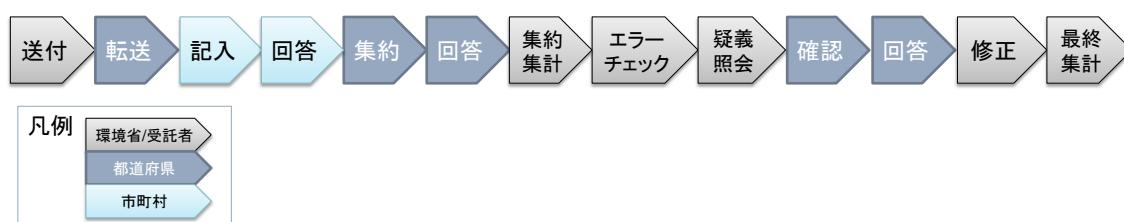


図 1-3 指導普及調査フロー

#### (3) 実施時期

本調査は、令和3年6月から同年8月末までを調査票回答・回収期間、その後4か月を精査期間、令和4年2月第3週に公表とする計画期間とした。実施時期の実績は以下のとおりであり、公表は令和4年3月となった。

発出 : 令和4年7月6日（水）

回答期日 : 令和4年8月31日（水）

全件回収 : 令和4年9月28日（水）

調査結果納品：令和5年3月13日（月）

#### (4) 調査対象

全都道府県及び市区町村を対象として実施した。

#### (5) 調査項目

今年度の調査項目を下表に示す。

表 1-3 指導普及調査の調査項目一覧（令和4年度）

No.	設問
1	浄化槽行政組織
2	浄化槽行政担当職員数
3	浄化槽新設基數
4	浄化槽設置基數 (1) 設置基數（旧構造） (1) 設置基數（新構造） (2) 設置基數（建築用途別）
5	浄化槽廃止基數
6	行政処分等の件数及び根拠
7	浄化槽関係業者数
8	浄化槽法第7条検査関係 (1) 浄化槽法第7条検査結果 (1) 検査対象基數算出 (2) 不適正基數
9	浄化槽法第11条検査関係 (1) 浄化槽法第11条検査結果 (1) 検査対象基數算出 (2) 不適正基數
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果
11	指定検査機関関係
12	浄化槽設置整備事業の実施状況
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況
16	国庫助成による浄化槽整備実績
17	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況 (1) 都道府県

No.	設問
	(2) 市町村
18	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況
19	浄化槽台帳の整備及び活用の状況 (1) 台帳の管理媒体に係る整備状況 (2) 台帳データに係る整備状況 (3) 台帳の活用状況
20	一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況 (1) 一括契約の推進に向けた取組状況 (2) 一括契約の概要（参考事例）
21	放流水域に対する規制について (1) 規制の概要 (2) 規制の詳細 ①公共用水域に放流する場合 (2) 規制の詳細 ②農業用水路に放流する場合 (2) 規制の詳細 ③道路側溝に放流する場合 (2) 規制の詳細 ④その他
22	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況 (1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体 (2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況（市町村）
23	地方公共団体が所有する浄化槽の状況 (1) 合併/単独別 (2) 単独人槽別
24	協議会等の整備状況
25	浄化槽処理促進区域の指定状況
26	浄化槽管理士に対する研修機会の確保
27	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由
28	本調査票について

なお、浄化槽の指導普及に関する調査は、数年おきに実施される調査項目もあることから、過年度の調査項目との比較を行った結果を下表に示す。

表 1-4 過年度との調査項目の比較

No.	設問	H31	R2	R3	R4
1	浄化槽行政組織	●	●	●	●
2	浄化槽行政担当職員数	●	●	●	●
3	浄化槽新設基数	●	●	●	●
4	浄化槽設置基数	●	●	●	●
	(1) 設置基数（旧構造基準適用）	●	●	●	●
	(1) 設置基数（新構造基準適用）	●	●	●	●
	(2) 設置基数（建築用途別）	●	●	●	●
5	浄化槽廃止基数	●	●	●	●
6	行政処分等の件数及び根拠	●	●	●	●
7	浄化槽関係業者数	●	●	●	●
8	浄化槽法第7条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
9	浄化槽法第11条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第11条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	●	●	●	●
11	指定検査機関関係	●	●	●	●
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	●	●	●	●
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	●	●	●	●
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	●	●	●	●
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	●	●	●	●
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況				
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況				
18	国庫助成による浄化槽整備実績	●	●	●	●
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別				
20	浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況				
	(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）			●	
	(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（市町村）				
	(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由（課題）				
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況	●	●	●	●
	(1) 都道府県	●	●	●	●
	(2) 市町村	●	●	●	●
	(3) 単独処理浄化槽の処分方法	●	●	●	●
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	●		●	●
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	●	●	●	●
	(1) 把握状況	●	●	●	●
	(2) 検査結果	●	●	●	●
	(3) 検査結果	●	●	●	●
24	浄化槽台帳の整備状況	●	●		
	(1) 都道府県	●	●		
	(2) 市町村	●	●		
24	浄化槽台帳の整備及び活用の状況			●	●
	(1) 浄化槽台帳の整備状況			●	●
	(2) 台帳データに係る整備状況			●	●
	(3) 台帳の活用状況			●	●
25	維持管理組織の整備状況				

No.	設問		H31	R2	R3	R4
	(1)	維持管理組織を有する市町村				
	(2)	維持管理組織の概要（参考事例）				
26	一括契約の実施状況			●		●
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体		●		●
	(2)	一括契約の概要（参考事例）		●		●
27	浄化槽管理者講習会の実施状況		●		●	
	(1)	都道府県の実施状況			●	
	(2)	市町村の実施状況			●	
28	放流水域に対する規制について			●		●
	①	公共用水域に放流する場合		●		●
	②	農業用水路に放流する場合		●		●
	③	道路側溝に放流する場合		●		●
	④	その他		●		●
29	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況			●		●
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体		●		●
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況（市町村）		●		●
30	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		●	●	●	●
	(1)	合併/単独別	●	●	●	●
	(2)	単独人槽別	●	●	●	●
31	NPO等との連携の状況		●			
	(1)	取組	●			
	(2)	取組の具体的な事例	●			
32	災害時等における協定締結状況		●		●	
33	協議会等の整備状況			●	●	●
34	浄化槽処理促進区域の指定状況			●	●	●
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保			●		●
36	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等		●	●	●	
	(1)	都道府県	●	●	●	
	(2)	市町村	●	●	●	
37	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由		●	●	●	●
38	本調査票について		●	●	●	●

注) 太字は令和4年度調査において新設又は更新を行った設問。

### 1.3.2 集計結果

公表用エクセルファイルのほか、PDF形式での集計表、調査結果公表時の添付用公表資料を作成・納品した。

### 1.4 調査の進捗管理

公表時期を遵守するよう業務の進捗について管理を行った。また、環境省担当官や調査対象者等と適宜調整を行い、都道府県から期日通りの回答が得られない等、進捗等に支障をきたした場合は速やかに環境省担当官へ報告を行い、疑義解消の進め方について相談しながら都道府県担当者とのやり取りを進めた。令和5年2月17日（金）時点で、疑義照会を終了した。

### 1.5 過年度調査結果との比較分析

本業務では、過年度調査結果との比較分析並びに集計表内における内訳と合計値の整合及び表

間での値の整合といった整合性チェックを行った。

### 1.5.1 過年度比較チェックの基準

過年度比較チェックも、自動化ツールと視認の2手段で実施した。設問ごとのチェック基準（基準値）及び確認方法を、以降の表で示す。また、各設問の基準値一覧も掲載した。

表 1-5 過年度比較チェック基準

No.	調査項目	確認方法	基準（基準値）
1.	浄化槽行政組織	視認	各項目の内容変更 行政組織数の増減（1以上）
2.	浄化槽行政担当職員数	視認	5人以上の増減
3.	浄化槽新設基数	自動	100基以上（10%以上）の増減 大臣認定型について、窒素除去型が又は燐除去型が0基
4.	浄化槽設置基数		
	(1) 処理方式別浄化槽全設置基数 (旧構造基準のもの)	自動	増加：1基以上 減少：表 1-6 記載
	(2) 人槽区分別浄化槽全設置基数 (旧構造基準のもの)	自動	増加：1基以上 減少：表 1-7 記載
	(3) 処理方式別浄化槽全設置基数 (新構造基準のもの)	自動	単独処理浄化槽の増加：1基以上 上記以外の増減：表 1-8、表 1-9、表 1-10 記載
	(4) 人槽区分別浄化槽全設置基数 (新構造基準のもの)	自動	表 1-11 記載
	(5) 処理方式別浄化槽全設置基数	自動	表 1-12 記載
	(6) 人槽区分別浄化槽全設置基数	自動	表 1-13 記載
	(7) 建築用途別浄化槽設置基数	自動	表 1-14 記載
5.	浄化槽廃止基数	自動	100基以上（10%以上）の増減
6.	行政処分等の件数及び根拠		
	(1) 行政処分等の件数	自動	表 1-15、表 1-16、表 1-17 記載
	(2) 行政処分等を行った根拠	自動	表 1-18、表 1-19 記載
7.	浄化槽関係業者数	自動 視認	表 1-20、表 1-21 記載 ・技術管理者の設置義務対象浄化槽数及び設置 浄化槽数については、前年度数値入力あった が今年度0の場合疑義の対象
8.	浄化槽法第7条検査関係		
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	自動	・検査対象件数：10%以上減少

No.	調査項目	確認方法	基準（基準値）
			<ul style="list-style-type: none"> <li>実施数：10%以上減少</li> <li>受検率：前年度との比率差が5pt以上減少</li> <li>検査結果：           <ul style="list-style-type: none"> <li>「適正」「概ね適正」の増加：10pt以上</li> <li>「適正」「概ね適正」の減少：5pt以上</li> <li>「不適正」：5pt以上の増減</li> </ul> </li> </ul>
	(2) 不適正の内容と件数（7条検査）	自動	500以上の増減
9.	浄化槽法第11条検査関係		
	(1) 浄化槽法第11条検査結果	自動	8(1)の基準値と同じ
	(2) 不適正の内容と件数（11条検査）	自動	500以上の増減
10.	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	自動	<ul style="list-style-type: none"> <li>BOD30mg/L以下や60mg/L以下の検査結果が500以上増加</li> <li>BOD20mg/L以下の検査結果が500以上減少</li> </ul>
11.	指定検査機関関係		
	(1) 指定検査機関の検査体制	視認	10人以上の増減、検査機関の名称の相違
	(3) BOD検査導入状況一覧	視認	内容変更
	(4) 効率化検査導入状況一覧	視認	内容変更
12.	浄化槽設置整備事業の実施状況	自動	市町村名の追加削除
13.	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	視認	補助有無の差異、内容変更（修正フラグありの場合）
14.	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	自動	市町村名の追加削除
15.	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	視認	補助有無の差異、内容変更（修正フラグありの場合）
16.	国庫助成による浄化槽整備実績	自動	表1-22記載 ※宅内配管工事については今年度からの新規項目
17.	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去、宅内配管工事に関する補助の状況		
	(1) 都道府県による補助制度の概要	視認	補助有無の相違、その他項目の内容変更（修正フラグありの場合）※宅内配管工事については今年度からの新規項目
	(2) 補助制度がある市町村	視認	市町村名の追加削除、補助有無の相違、その他項目の内容変更（修正フラグありの場合）※宅内配管工事については今年度からの新規項目
18.	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	視認	補助を実施している市町村名の相違、補助の対象浄化槽の相違、その他項目の内容変更（修正フラグありの場合）

No.	調査項目	確認方法	基準（基準値）
19.	浄化槽台帳の整備及び活用の状況		
	(1) 浄化槽台帳の整備状況	視認	台帳の有無の相違、台帳で管理している項目の相違、台帳の管理媒体の相違
	(2) 台帳データに係る整備状況	視認	台帳データの精査状況の相違（修正フラグありの場合）
	(3) 台帳の活用状況	視認	台帳の活用目的に関する取組項目の有無の相違
20.	一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況	自動	
	(1) 一括契約の推進に向けた取組状況		取り組んでいる自治体の追加削除
	(2) 一括契約の概要（参考事例）		自治体の追加削除、内容変更の有無（修正フラグありの場合）
21.	放流水域に対する規制について		
	(1) 規制の概要	視認	「都道府県による規制の有無」の変更
	(2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細	視認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体名の追加削除</li> <li>・根拠条例等の名称、内容変更（修正フラグありの場合）</li> </ul>
	(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細	視認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体名の追加削除</li> <li>・根拠条例等の名称、内容変更（修正フラグありの場合）</li> </ul>
	(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細	視認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体名の追加削除</li> <li>・根拠条例等の名称、内容変更（修正フラグありの場合）</li> </ul>
	(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細	視認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体名の追加削除</li> <li>・根拠条例等の名称、内容変更（修正フラグありの場合）</li> </ul>
22.	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		
	(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	視認	自治体名の追加削除
	(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況	視認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体名の追加削除、内容変更（修正フラグありの場合）</li> <li>・休止届が出された件数の相違（0 を除き同一の場合は疑義とする）</li> </ul>
23.	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		

No.	調査項目	確認方法	基準（基準値）
	(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数	自動	単独処理浄化槽の増加：1基以上 上記以外：表 1-23 記載
	(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途	自動	1基以上の増加
	(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分	自動	1基以上の増加
24.	協議会等の整備状況	視認	協議会の有無の相違、協議会の名称と種別の相違
25.	浄化槽処理促進区域の指定状況	視認	指定済み市町村数の減少
26.	浄化槽管理士に対する研修機会の確保	視認	「条例の規定状況」の相違、内容相違（修正フラグあり）

注) 調査項目は集計表の目次に従う。また、確認方法に記載した「自動」は自動化ツールを指す。

表 1-6 4(1)の基準値（処理方式別浄化槽全設置基数（旧構造基準））

処理方式	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計
	腐敗型	ばつ気型	その他	小計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小計	
基準値	1,000	2,500	1,000	4,000	50	100	200	300	3,500

表 1-7 4(2)の基準値（人槽区分別浄化槽全設置基数（旧構造基準））

人槽区分	5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	合計
基準値	3,000	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	3,500

表 1-8 4(3)の基準値 1（処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準））

処理方式	単独処理浄化槽				
	分離接触ばつ気	分離ばつ気	散水ろ床	その他	小計
基準値	4,000	1,500	50	1,000	5,000

表 1-9 4(3)の基準値 2（処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準））

処理方式	構造例示型												
	分離接 触ばつ 気	嫌気ろ 床接觸 ばつ気	脱窒ろ 床接觸 ばつ気	回転板 接觸	接觸 ばつ気	散水 ろ床	長時間 ばつ気	標準 活性 汚泥	接觸 ばつ気 ・砂ろ 過	凝集 分離	接觸 ばつ気 ・活性 炭	凝集 分離 ・活性 炭	硝化液 循環
基準値	500	1,000	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-10 4(3)の基準値 3 (処理方式別浄化槽全設置基数 (新構造基準))

処理方式	合併処理浄化槽							新構造基準浄化槽 合計	
	計	大臣認定型			その他 ※推定値	小計			
		うち窒素又は燐除 去型高度処理	うち窒素及び燐除 去型高度処理	うちBOD除去型 高度処理					
基準値	6,000	5,500	100	100	500	5,000	5,500		

表 1-11 4(4)の基準値 (人槽区分別浄化槽全設置基数 (新構造基準))

人槽区分	5~20	21~50	51~100	101~ 200	201~ 300	301~ 500	501~ 1,000	1,001~ 2,000	2,001~ 3,000	3,001~ 4,000	4,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001 ~	合 計
都道府県	5,000	1,000	200	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	5,500

表 1-12 4(5)の基準値 (処理方式別浄化槽全設置基数)

		単独処理浄化槽 小計	合併処理浄化槽 小計	合計
基準値		8,000	5,000	6,500

表 1-13 4(6)の基準値 (人槽区分別浄化槽全設置基数)

人槽区分	5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~ 1,000	1,001~ 2,000	2,001~ 3,000	3,001~ 4,000	4,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001~
基準値	6,000	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-14 4(7)の基準値 (建築用途別浄化槽設置基数)

建築用途	集会場施設 関係	住宅施設関係		宿泊施設 関係	医療施設 関係	店舗関係	娯楽施設 関係	駐車場関係	学校施設 関係	事務所関係	作業場関係	その他	
		大家又は 設置者管理	入居者管理										
基準値	200	4000	1000	50	50	200	50	50	50	200	200	1500	

表 1-15 6(1)1)の基準値（行政処分の件数 淨化槽法第5条、第12条関係）

基準値	法第5条 第2項	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
		助言・指導					勧告					改善命令				使用停 止命令	
	改善勧告	設置者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃業 者	技術管 理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者
都道府県		50	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等		50	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-16 6(1)2)の基準値（行政処分の件数 淨化槽法第7条の2、第12条の2関係）

基準値	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
都道府県	500	50	50	5,500	50	50
保健所設置市等	50	50	50	1,000	50	50

表 1-17 6(1)3)の基準値（行政処分の件数 淨化槽法第53条又は条例関係）

基準値	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関
都道府県	200	100	50	50	50	1000	100	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50

表 1-18 6(2)の基準値 1 (行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 12 条第 1 項						浄化槽法第 12 条第 2 項					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令
都道府県	500	50	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-19 6(2)の基準値 2 (行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その 他	
	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
都道府県	200	100	50	200	200	500
保健所設置市等	50	50	50	50	50	200

表 1-20 7 の基準値 1 (浄化槽関係業者数)

基準値	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		
	総登録件数	内訳			浄化槽法第 35 条許可業者	うち廃掃法第 7 条に基づく許可業者		うち廃掃法第 6 条の 2 に基づく許可業者	廃掃法第 7 条に基づく許可業者	廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業		うち廃掃法第 7 条に基づく許可業者	うち廃掃法第 6 条の 2 に基づく許可業者			
都道府県	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-21 7 の基準値 2 (浄化槽関係業者数)

基準値	浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総数	内訳				設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数
		うち浄化槽法に 基づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者			
都道府県	100	50	100	50	100	100	100	100
保健所設置市等	—	—	—	—	—	50	50	50

表 1-22 16 の基準値 (国庫助成による浄化槽整備実績)

	国庫助成による新設基数							
	市町村設置型				個人設置型			
	うち単独転換		うち撤去費助成あり		うち単独転換		うち撤去費助成あり	
	基準値	400	50	50	50	500	100	100

表 1-23 23 の基準値 (地方公共団体が所有する浄化槽の状況)

	全浄化槽 (基)		合併処理浄化槽 (基)		単独処理浄化槽 (基)	
	うち防災拠点	うち防災拠点	うち防災拠点	うち防災拠点	うち防災拠点	うち防災拠点
基準値	1,000	100	1,000	50	200	50

## 1.5.2 整合性チェックの基準

整合性チェックは、自動化ツールと視認（及び調査票上で計算）の2手段で実施した。

以下に視認によるチェック基準を示す。

表 1-24 整合性チェック基準（視認）

No.	設問	エラー基準
6	行政処分等の件数及び根拠	特定既存単独処理浄化槽の基数と行政処分等の件数に記載がない
7	浄化槽関係業者数	項目：技術管理者 都道府県調査票の「設置義務対象浄化槽数」と保健所設置市調査票の「設置義務対象浄化槽数」合計が、4(2)記載の 501 人槽以上浄化槽基数と不一致
11	指定検査機関関係	①「別紙記載」などの文言があるが、別紙や記載がない ②③単位が回答欄に記入されている 【同一都道府県内に指定検査機関が複数ある場合】 ・調査票①～⑤に空欄がある
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致
19	浄化槽台帳の整備及び活用の状況	
(1)	浄化槽台帳の整備状況	・「更新予定の有無」が「無し」で「更新予定期の目安」に回答がある ・「台帳の管理媒体」において、「専用の管理システム」を選択していて、「台帳システムの運用形態」「台帳システムの改修」に回答がない ・「台帳の管理媒体」において、「専用の管理システム」を選択しておらず、「台帳システムの運用形態」「台帳システムの改修」に回答がある ・台帳の運用形態で「その他」を選択しているのに備考に記入がない
(2)	台帳データに係る整備状況	・19(1)の「台帳で管理している項目」において「保守点検」「清掃」を選択していて、「台帳データの収集方法」の該当欄に回答がない ・19(1)の「台帳で管理している項目」において「保守点検」「清掃」を選択しておらず、「台帳データの収集方法」の該当欄に回答がある ・19(1)で法定検査の項目で「△」や「○」で回答しているが、(2)

No.	設問		エラー基準
			台帳データの精査状況の「市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新」を「無し」で回答している •「台帳データの収集方法」において「その他」を選択していて、「備考」に記載がない
	(3)	台帳の活用状況	•19(3)で法定検査受検率の向上において「○」又は「△」で回答しており、19(1)の浄化槽台帳の項目「法定検査」の項目を「△」又は「×」又は「空欄」で回答している •その他を「○」又は「△」を選択していて、備考欄への記載がない
20	一括契約(浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等)の実施状況		
	(1)	一括契約の推進に向けた取組状況	•「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致 •(1)記載の市町村名が(2)記載の市町村名と不一致
21	放流水域に対する規制について		
	(1)	規制の概要	•「自治体名」欄の自治体数と「自治体数」の数値が不一致 •(1)記載の自治体名が(2)記載の自治体名と不一致
22	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	•「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致 •(1)記載の市町村名が(2)記載の市町村名と不一致
23	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		
	(1)	地方公共団体が所有する浄化槽の基數(地方公共団体別)	「単独処理浄化槽」基數(及び「うち防災拠点に設置」基數)が、(2)と不一致 ※地方公共団体別にチェック

注) 過年度には実施しておらず、本業務において新たにチェック基準として設けた内容は表中にグレーの網掛けをして示した。

## 1.6 次年度調査に向けた検討

### 1.6.1 淨化槽等の普及状況等に関する調査

浄化槽等の普及状況等に関する調査の取りまとめは、環境省、国土交通省、農林水産省が持ち回りで担っている。次年度は、環境省が取りまとめ役になる予定であり、以下の作業が発生すると考えられる。

#### 【普及状況調査】

- 各省意見に基づく調査票修正
- 調査票の総括表への統合
- 総括表の各都道府県総括表への分割
- 回収した各都道府県総括表の統合
- 環境省・国土交通省・農林水産省の各コメントの集約

#### 【アクションプラン調書・統廃合調書】

- 調書の各都道府県調書への分割
- 回収した各都道府県調書の統合
- 環境省・国土交通省・農林水産省の各コメントの集約

### 1.6.2 淨化槽の指導普及に関する調査

#### (1) 回答方式の一部変更による効果

浄化槽の指導普及に関する調査の実施に際しては、集計ミスの防止や回答者・確認者の負担削減などに毎年度取り組んできており、集計の自動化、記入要領の作成、セルフチェックマクロの導入などを行ってきた。しかし、依然として、地方公共団体の回答の負担や環境省及び業務委託先の回答確認の負担が大きいのが実態である。

このような状況を受け、令和4年度調査から、一部の設問については、白紙の調査票に記入を依頼する方式から修正がある場合のみ回答の変更（修正、追加、削除）を行う方式に変更を行った。変更により、回答者側の負担軽減には繋がった可能性がある一方で、修正フラグの修正に関する疑義照会項目も多く発生した。回答方式の変更初年度であったことも踏まえ、令和5年度の調査では、回答方法の周知の徹底と疑義照会時の確認範囲の限定を行うことが望ましい。

#### (2) 令和5年度調査の調査項目案

次年度の浄化槽の指導普及に関する調査に向けて、調査項目案と各調査項目の内容の更新案を整理した。

令和 2 年度から令和 4 年度までの浄化槽の指導普及に関する調査の調査項目と令和 5 年度の調査項目案を以下に示す。これまでに、38 の設問に関して調査が行われたことがあり、毎年度の調査項目や隔年又は数年に一度で調査項目がある。令和 4 年度の調査結果について、環境省と協議し、以下の項目については今後見直しや検討が必要であると整理された。

- No.20 浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況について、令和 3 年度の調査からの変更は多くない可能性があるものの、浄化槽法の改正から 3 年が経過したことから、改めて検討してもよい。
- No.23 国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握については、法定検査実施率を把握していれば実施状況を把握できるため、調査の優先度は低く、次年度以降も引き続き調査項目から除外してよい。
- No.28 放流水域に対する規制については、内容の更新頻度が高くない。調査機関は、隔年よりもさらに間隔を広げてよい。
- No.35 浄化槽管理士に対する研修機会の確保は、都道府県が必ず取り組む必要があるため、今後の調査からは除外してよい。
- No.37 清掃及び保守点検の実施状況について、法定検査とは別に、維持管理が適正に行われているかどうかを調査していく必要がある。

そこで、令和 5 年度調査では、調査の必要性及び回答者の負担軽減の観点を踏まえ、25 の設問の調査を行うことが考えられる。

表 1-4 過年度との調査項目の比較

No.	設問	R2	R3	R4	R5
1	浄化槽行政組織	●	●	●	●
2	浄化槽行政担当職員数	●	●	●	●
3	浄化槽新設基数	●	●	●	●
4	浄化槽設置基数	●	●	●	●
	(1) 設置基数（旧構造）	●	●	●	●
	(1) 設置基数（新構造）	●	●	●	●
	(2) 設置基数（建築用途別）	●	●	●	●
5	浄化槽廃止基数	●	●	●	●
6	行政処分等の件数及び根拠	●	●	●	●
7	浄化槽関係業者数	●	●	●	●
8	浄化槽法第 7 条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第 7 条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
9	浄化槽法第 11 条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第 11 条検査結果	●	●	●	●

No.	設問		R2	R3	R4	R5
	(1)	検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2)	不適正基数	●	●	●	●
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果		●	●	●	●
11	指定検査機関関係		●	●	●	●
12	浄化槽設置整備事業の実施状況		●	●	●	●
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況		●	●	●	●
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況		●	●	●	●
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況		●	●	●	●
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況					
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況					
18	国庫助成による浄化槽整備実績		●	●	●	●
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別					
20	浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況			●		●
	(1)	浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）		●		●
	(2)	浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（市町村）				
	(3)	権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由（課題等）				
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況		●	●	●	●
	(1)	都道府県	●	●	●	●
	(2)	市町村	●	●	●	●
	(3)	単独処理浄化槽の処分方法	●	●	●	●
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況			●	●	
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握について		●			
	(1)	把握状況	●			
	(2)	検査結果	●			
	(3)	検査結果	●			
24	浄化槽台帳の整備状況		●			
	(1)	都道府県	●			
	(2)	市町村	●			
24'	浄化槽台帳の整備及び活用の状況			●	●	●
	(1)	浄化槽台帳の整備状況		●	●	●
	(2)	台帳データに係る整備状況		●	●	●
	(3)	台帳の活用状況		●	●	●
25	維持管理組織の整備状況					

No.	設問		R2	R3	R4	R5
	(1)	維持管理組織を有する市町村				
	(2)	維持管理組織の概要（参考事例）				
26	一括契約の実施状況		●		●	
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	●		●	
	(2)	一括契約の概要（参考事例）	●		●	
27	浄化槽管理者講習会の実施状況			●		
	(1)	都道府県の実施状況		●		
	(2)	市町村の実施状況		●		
28	放流水域に対する規制について		●		●	
	①	公共用水域に放流する場合	●		●	
	②	農業用水路に放流する場合	●		●	
	③	道路側溝に放流する場合	●		●	
	④	その他	●		●	
29	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		●		●	
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	●		●	
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況（市町村）	●		●	
30	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		●	●	●	●
	(1)	合併/単独別	●	●	●	●
	(2)	単独人槽別	●	●	●	●
31	NPO等との連携の状況					
	(1)	取組				
	(2)	取組の具体的な事例				
32	災害時等における協定締結状況			●		
33	協議会等の整備状況		●	●	●	●
34	浄化槽処理促進区域の指定状況		●	●	●	●
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保		●		●	
36	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等		●	●		
	(1)	都道府県	●	●		
	(2)	市町村	●	●		
37	清掃及び保守点検の実施状況					●
38	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由		●	●	●	●
39	本調査票について		●	●	●	●
		合計	29	28	28	25

令和5年度の各調査項目案の内容の更新案を以下に示す。構成を修正する必要のある設問については、調査票に加えて集計表のフォーマットも作成する必要がある。

表 1-25 調査項目の修正案

No.	設問	文言修正	構成修正	備考
1	浄化槽行政組織	✓		
2	浄化槽行政担当職員数	✓		
3	浄化槽新設基数	✓		
4	浄化槽設置基数 (1) 設置基数（構造別） (2) 設置基数（建築用途別）	✓		
5	浄化槽廃止基数	✓		
6	行政処分等の件数及び根拠+特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する対応状況	✓		
7	浄化槽関係業者数	✓		
8	浄化槽法第7条検査関係 (1) 浄化槽法第7条検査結果 (1) 検査対象基数算出 (2) 不適正基数	✓		
9	浄化槽法第11条検査関係 (1) 浄化槽法第11条検査結果 (1) 検査対象基数算出 (2) 不適正基数	✓		
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	✓		
11	指定検査機関関係	✓		
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	✓		
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	✓		
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	✓		
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	✓		
16	国庫助成による浄化槽整備実績	✓		
17	浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況 (1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）		✓	修正フラグの追加
18	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 単独処理浄化槽の処分方法	✓		
19	浄化槽台帳の整備状況 (1) 台帳の管理媒体に係る整備状況 (2) 台帳データに係る整備状況 (3) 台帳の活用状況	✓		
20	地方公共団体が所有する浄化槽の状況 (1) 合併/単独別 (2) 単独人槽別	✓		
21	協議会等の整備状況		✓	修正フラグの追加
22	浄化槽処理促進区域の指定状況	✓		
23	清掃及び保守点検の実施状況		✓	新規に検討作成

No.	設問	文言修正	構成修正	備考
24	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	✓		
25	本調査票について	✓		
	計	22	3	

## 2 淨化槽の効率的な整備・運営管理に向けた分析

下表に示す設置基数、新設基数、法定検査の受検率について分析を行った。分析結果を次頁以降(図 2-1～図 2-7、表 2-1～表 2-4) に示す。

表 2-1 令和 3 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数			新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)		
	全数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽		全数	高度処理型 割合	全数	合併処理浄化槽 のみ	
				高度処理型 割合					
北海道	75,290	18,192	57,098	31.2%	1,396	66.3%	98.8%	88.1%	95.9%
青森県	113,999	67,367	46,632	6.1%	1,269	0.0%	100.0*	48.4%	80.4%
岩手県	59,042	4,094	54,948	35.9%	1,304	90.6%	94.3%	89.5%	90.5%
宮城県	77,445	21,924	55,521	27.9%	1,208	58.0%	100.0%	91.4%	99.0%
秋田県	69,862	26,581	43,281	32.6%	782	82.4%	100.0*	64.2%	81.4%
山形県	65,992	32,086	33,906	26.4%	563	69.1%	87.5%	75.8%	86.7%
福島県	282,305	152,130	130,175	45.8%	3,334	87.8%	91.3%	33.1%	69.2%
茨城県	252,452	86,034	166,418	42.2%	4,719	99.2%	89.3%	46.0%	58.0%
栃木県	157,211	47,643	109,568	33.4%	2,168	97.6%	100.0%	74.6%	73.3%
群馬県	305,653	161,964	143,689	51.8%	4,972	99.4%	81.0%	79.2%	85.2%
埼玉県	468,912	226,167	242,745	29.0%	6,131	98.1%	100.0%	22.3%	36.8%
千葉県	553,503	291,428	262,075	38.4%	6,951	99.0%	78.2%	13.5%	25.6%
東京都	17,553	8,844	8,709	52.7%	175	98.3%	82.9%	27.9%	47.9%
神奈川県	137,890	94,714	43,176	23.7%	1,105	96.2%	65.0%	16.0%	31.2%
新潟県	184,914	126,213	58,701	30.8%	1,478	76.7%	93.2%	71.8%	81.1%
富山県	38,369	25,688	12,681	29.6%	201	96.0%	100.0%	39.5%	75.5%
石川県	50,539	27,382	23,157	33.3%	401	74.6%	100.0%	46.0%	65.3%
福井県	36,725	20,202	16,523	33.7%	225	95.1%	100.0%	57.2%	76.4%
山梨県	123,930	73,824	50,106	30.1%	1,402	98.5%	96.1%	16.2%	35.7%
長野県	85,659	12,647	73,012	10.3%	1,137	40.4%	82.3%	73.4%	80.9%
岐阜県	176,337	93,513	82,824	39.0%	1,622	99.6%	99.9%	96.2%	98.8%
静岡県	491,125	289,092	202,033	11.8%	7,221	23.3%	84.1%	30.3%	59.8%
愛知県	541,404	315,593	225,811	40.5%	6,984	69.1%	94.8%	26.2%	55.6%
三重県	224,506	99,414	125,092	33.1%	2,693	92.2%	99.8%	39.6%	56.0%
滋賀県	31,222	12,344	18,878	8.9%	182	35.2%	100.0%	47.4%	59.5%
京都府	34,717	11,644	23,073	18.7%	319	69.3%	100.0*	52.9%	68.3%
大阪府	109,109	62,720	46,389	32.3%	911	95.0%	100.0%	13.2%	25.2%
兵庫県	80,224	35,105	45,119	22.0%	639	58.5%	100.0*	65.9%	82.3%
奈良県	98,682	65,109	33,573	36.7%	781	98.6%	100.0%	20.4%	50.5%
和歌山县	206,755	98,504	108,251	24.0%	2,909	69.5%	100.0*	39.8%	62.2%
鳥取県	25,152	13,135	12,017	29.3%	340	92.4%	100.0%	55.7%	72.0%
島根県	70,048	31,166	38,882	33.3%	936	98.6%	100.0%	75.9%	89.6%
岡山県	169,552	56,325	113,227	29.9%	2,370	82.9%	100.0%	90.3%	93.4%
広島県	173,178	69,190	103,988	29.7%	2,991	64.4%	100.0%	71.3%	79.5%
山口県	122,582	51,604	70,978	26.8%	1,584	65.4%	89.1%	57.0%	64.1%
徳島県	201,647	124,081	77,566	39.6%	2,573	27.7%	100.0%	61.4%	70.8%
香川県	176,243	81,759	94,484	44.9%	3,221	99.1%	100.0%	55.0%	64.7%
愛媛県	174,465	87,015	87,450	42.9%	2,129	99.1%	100.0%	38.0%	74.1%
高知県	102,586	40,026	62,560	41.8%	1,699	88.9%	96.0%	57.6%	70.2%
福岡県	179,662	40,218	139,444	19.8%	3,990	49.7%	100.0%	73.9%	82.8%
佐賀県	57,662	16,910	40,752	46.5%	1,243	95.3%	100.0%	80.5%	90.8%
長崎県	77,945	13,542	64,403	49.5%	1,807	98.6%	88.1%	88.3%	90.9%
熊本県	144,509	52,466	92,043	45.1%	2,372	97.0%	94.4%	66.8%	78.0%
大分県	152,993	65,937	87,056	34.3%	2,993	52.2%	100.0%	45.5%	73.2%
宮崎県	141,537	60,911	80,626	50.7%	2,397	61.7%	98.8%	57.1%	70.1%
鹿児島県	312,760	101,161	211,599	38.0%	5,774	99.2%	100.0%	52.5%	53.6%
沖縄県	93,768	56,254	37,514	39.5%	1,860	96.5%	100.0%	8.6%	20.6%
合計	7,527,615	3,569,862	3,957,753	34.0%	105,461	78.5%	94.9%	47.1%	64.9%

注)\*は検査対象件数が推計のため 100%超となっている場合を示す。

■ 注) \*は検査対象件数が推計のため 100%超となっている場合を示す。

## 浄化槽の設置基数の推移

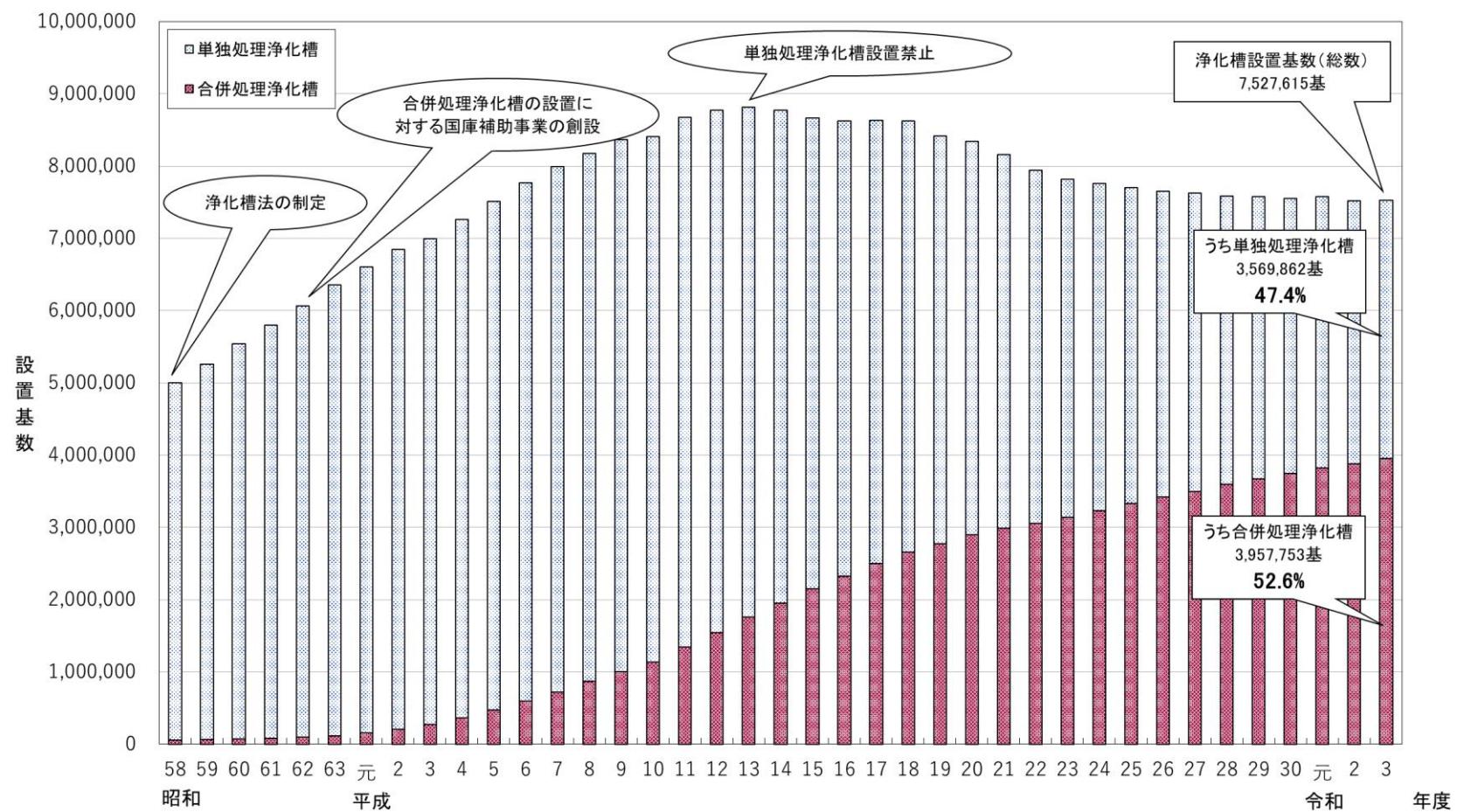
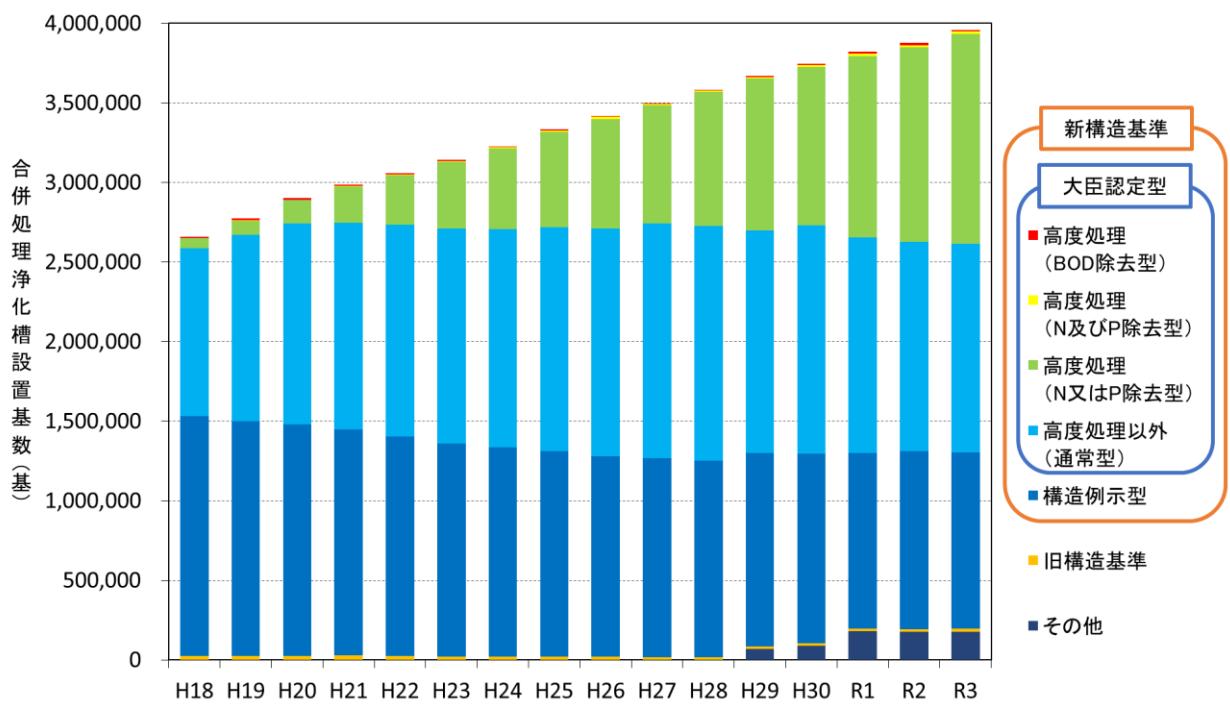


図 2-1 浄化槽の設置基数の推移



注)「その他」については平成30年度調査より区分を設けたもので、台帳上の区分の明記がなされていないもの等を示す。

図 2-2 合併処理浄化槽の設置基数の推移

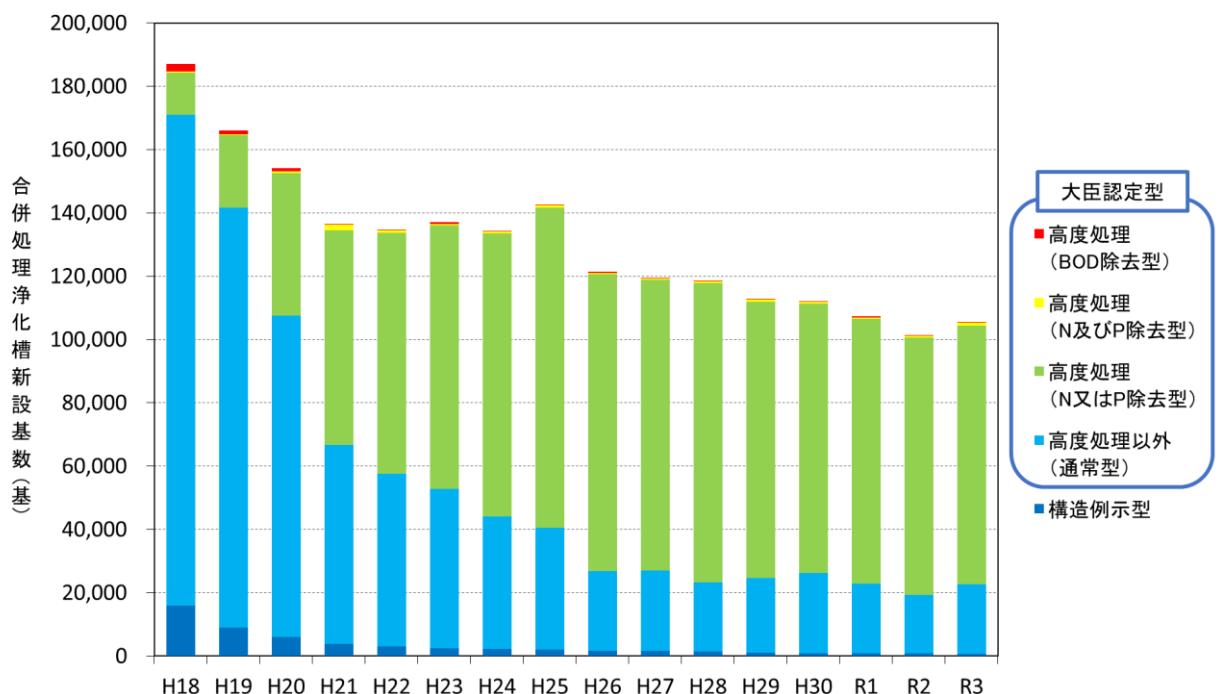


図 2-3 合併処理浄化槽の新設基数の推移

表 2-2 構造基準・人槽別浄化槽設置基数（令和3年度末）

人槽 種類		5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	合計	21人槽以上	101人槽以上
単独処理 浄化槽	旧構造基準	736,657	106,475	9,454	2,511	1,463	194	53	6	3	1	4	0	856,821	120,164	13,689
	新構造基準	2,509,252	199,584	2,967	755	405	44	27	4	1	0	1	1	2,713,041	203,789	4,205
合併処理 浄化槽	旧構造基準	10,161	1,693	1,980	1,160	1,410	674	313	130	46	22	32	8	17,629	7,468	5,775
	新構造基準	3,665,374	205,987	35,194	14,301	10,632	4,733	2,565	789	220	139	159	31	3,940,124	274,750	68,763
合計		6,921,444	513,739	49,595	18,727	13,910	5,645	2,958	929	270	162	196	40	7,527,615	606,171	92,432

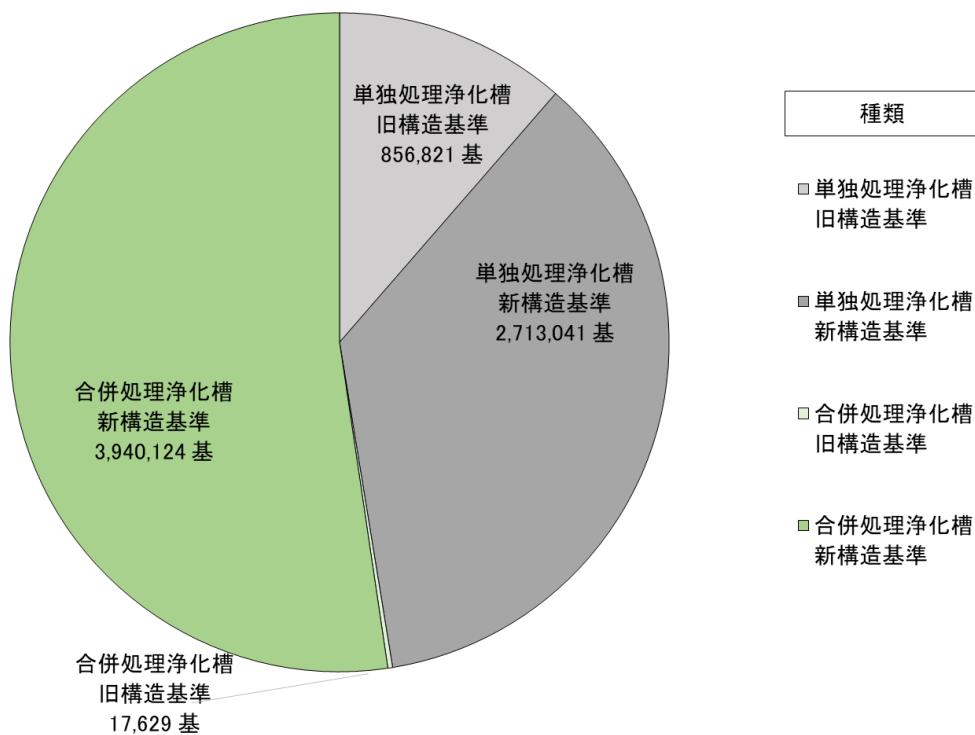
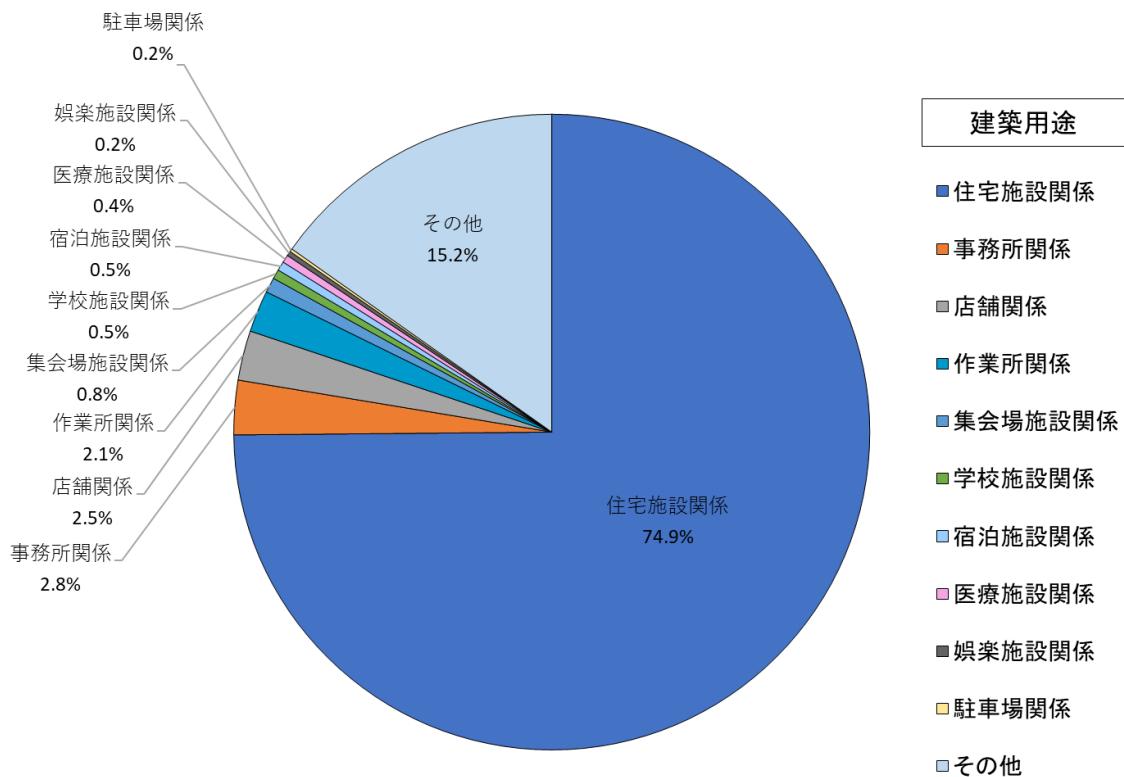


図 2-4 構造基準・人槽別浄化槽設置基数（令和3年度末）



（令和3年度末 全基数:7,527,615基）

図 2-5 建築用途別の浄化槽設置割合

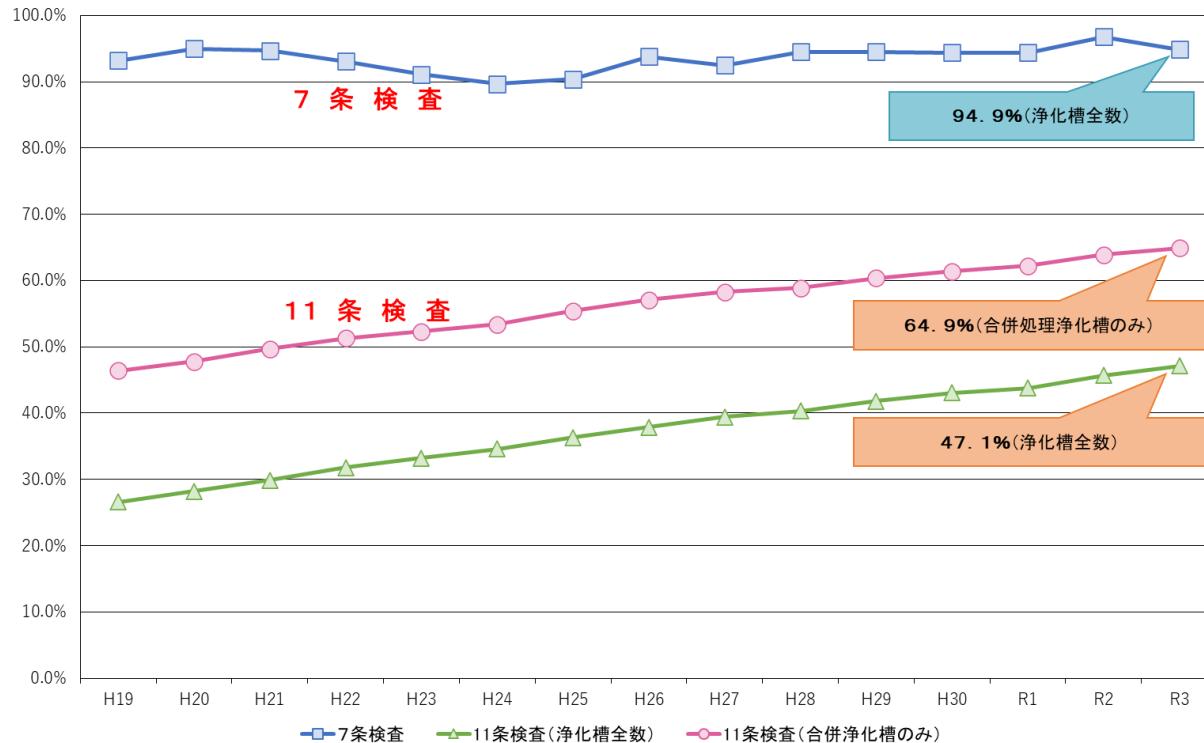


図 2-6 法定検査の受検率の推移

表 2-3 法定検査の受検率の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
7条検査	浄化槽全数	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%	93.8%	92.5%	94.5%	94.5%	94.4%	94.4%	96.8%	94.9%
11条検査	浄化槽全数	26.6%	28.2%	29.9%	31.8%	33.2%	34.6%	36.3%	37.9%	39.4%	40.3%	41.8%	43.1%	43.8%	45.7%	47.1%
	合併処理浄化槽のみ	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%	58.3%	58.9%	60.4%	61.4%	62.2%	63.9%	64.9%

■ 備考) 平成 26 年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。

➤ 平成 26 年度調査以降の計算方法（検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している）

■ (7条検査) 検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[前年度新設基数]\*11/24+[当該年度新設基数]\*13/24

■ (11条検査) 検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[当該年度設置基数]-[前年度新設基数]\*11/24-[当該年度新設基数]

表 2-4 設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況（令和3年度末）

### ●浄化槽の設置基数

浄化槽設置基数上位5都道府県			合併槽設置基数上位5都道府県			単独槽設置基数上位5都道府県		
1	千葉県	553,503	1	千葉県	262,075	1	愛知県	315,593
2	愛知県	541,404	2	埼玉県	242,745	2	千葉県	291,428
3	静岡県	491,125	3	愛知県	225,811	3	静岡県	289,092
4	埼玉県	468,912	4	鹿児島県	211,599	4	埼玉県	226,167
5	鹿児島県	312,760	5	静岡県	202,033	5	群馬県	161,964

### ●浄化槽の種類別設置割合

合併槽割合が高い上位5都道府県			単独槽割合が高い上位5都道府県		
1	岩手県	93.1%	1	神奈川県	68.7%
2	長野県	85.2%	2	新潟県	68.3%
3	長崎県	82.6%	3	富山県	66.9%
4	福岡県	77.6%	4	奈良県	66.0%
5	北海道	75.8%	5	徳島県	61.5%

### ●浄化槽の新設設置基数

新設設置基数上位5都道府県		
1	静岡県	7,221
2	愛知県	6,984
3	千葉県	6,951
4	埼玉県	6,131
5	鹿児島県	5,774

### ●法定検査(第7条検査)受検率

第7条検査受検率の下位5都道府県		
1	神奈川県	65.0%
2	千葉県	78.2%
3	群馬県	81.0%
4	長野県	82.3%
5	東京都	82.9%

### ●法定検査(第11条検査)受検率

第11条検査受検率の上位5都道府県			第11条検査受検率の上位5都道府県 (合併槽)			第11条検査受検率の上位5都道府県 (単独槽)		
1	岐阜県	96.2%	1	宮城県	99.0%	1	岐阜県	93.9%
2	宮城県	91.4%	1	岐阜県	98.8%	2	岡山県	84.3%
3	岡山県	90.3%	3	北海道	95.9%	3	栃木県	77.7%
4	岩手県	89.5%	4	岡山県	93.4%	4	岩手県	76.2%
5	長崎県	88.3%	5	長崎県	90.9%	4	長崎県	76.2%
第11条検査受検率の下位5都道府県			第11条検査受検率の下位5都道府県 (合併槽)			第11条検査受検率の下位5都道府県 (単独槽)		
1	沖縄県	8.6%	1	沖縄県	20.6%	1	沖縄県	1.2%
2	大阪府	13.2%	2	大阪府	25.2%	2	千葉県	2.9%
3	千葉県	13.5%	3	千葉県	25.6%	3	愛媛県	3.0%
4	神奈川県	16.0%	4	神奈川県	31.2%	4	山梨県	3.5%
5	山梨県	16.2%	5	山梨県	35.7%	5	福島県	3.9%

注釈) 赤字は整備率や受検率の水準が高い順、青字は整備率や受検率の水準が低いことを示す。

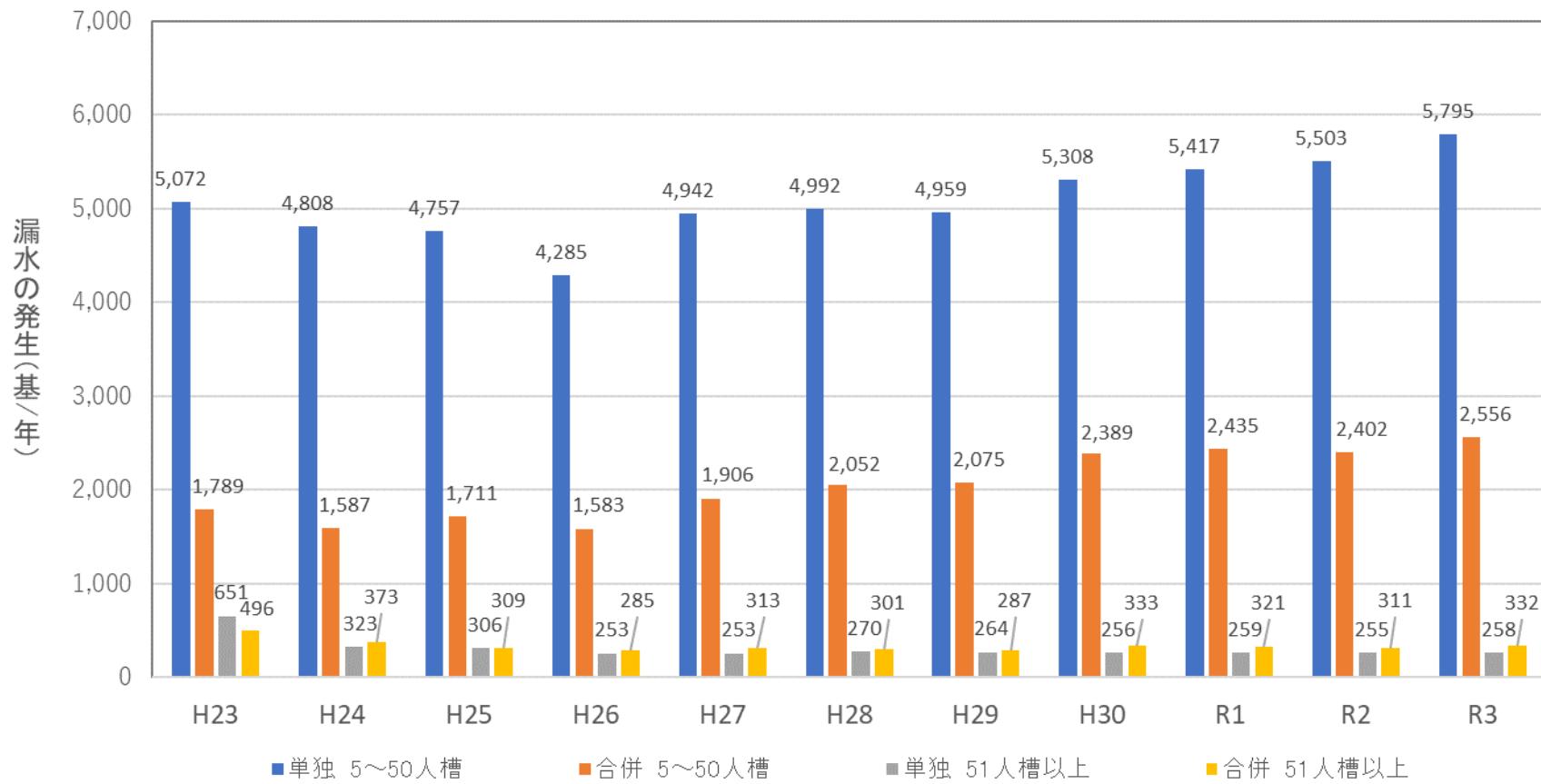


図 2-7 11条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移

### **3 まとめと今後の課題**

---

#### **3.1 まとめ**

全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

浄化槽等の普及状況等に関する調査について、エラーチェック、公表資料作成を行った。

浄化槽の指導普及に関する調査について、調査票作成、集計、疑義照会、公表資料作成を行った。

両調査について、過年度（平成30～令和3年度の4年度）に実施した調査結果を用いて、各項目の推移や傾向等を分析した。令和4年度調査のデータを過年度データと比べ、大きな差異がある等、データに疑義が生じた場合は、当該自治体に対し聞き取り調査を行い、その要因を把握した上で、調査票のデータ修正や集計表の更新を実施した。

調査実施結果に基づき、次年度の調査実施計画案と調査票案を作成した。都道府県の作業負担等の軽減を図る目的で、過年度回答を記載した調査票による調査手法を提案した。

#### **3.2 今後の課題**

前年度までの課題に基づき、今年度の指導普及調査の一部の項目では、「修正フラグ」を調査票に組み込むことで、修正・追加・削除を行う自治体のみが調査票を回答できるように対策を講じた。引き続き、データの正確性担保と調査票の発出者、回答者、調査実施者である環境省（業務委託先がある場合、委託先を含む）の負担軽減は課題であることから、修正フラグによる回答方式を行うほか、回答方法の事前周知の徹底や疑義照会の範囲の限定等を行っていく必要がある。

汚水処理調査の公表時期は、概ね予定通りとなったが、指導普及調査の公表時期は、一部の都道府県の疑義照会の解消に時間を要したこと等により、1か月程度後ろ倒しとなった。回答者の疑義照会対応に係る労務負荷の削減に加えて、回答者への回答期限までの対応の呼びかけが課題である。



令和 4 年度汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた調査業務報告書

---

令和 5 年 3 月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 淨化槽推進室  
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

---

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。